

産業教育常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年12月11日（火） 午前10時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦 安生 君	副委員長	志摩 浩志 君
委員	中村 正人 君	委員	秋広 眞司 君
委員	徳田 拓志 君	委員	木野田 恵美子 君
委員	時任 英寛 君	委員	西村 新一郎 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	中村 功 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
林務水産課長	長野 豊 君	耕地課長	石原田 稔 君
横川産業建設課長	原田 修 君	霧島産業建設課長	寺田 浩二 君
福山産業建設課長	高田 孝志 君	農林水産政策課主幹兼政策G長	桑木 治夫 君
耕地課主幹兼耕地G長	柿木 安長 君	林務G長	塩屋 一成 君
霧島産業建設課耕地林務G長	戸高 一郎 君	横川産業建設課耕地林務G主査	立山 和幸 君
政策G主任主事	内村 光孝 君		

商工観光部長	萬徳 茂樹 君	商工振興課長	池田 洋一 君
観光課長	藤山 光隆 君	企業振興室長	谷口 隆幸 君
商工観光政策G長	田島 博文 君	観光地づくり・国立公園G長	八幡 洋一 君

教育長	高田 肥文 君	教育部長	宗像 成昭 君
教育総務課長	東郷 一徳 君	保健体育課長兼聾人学校給食センター所長	中馬 吉和 君
文化振興課長	上牧 幸男 君	教育総務課長補佐兼教育政策G長	本村 成明 君
保健体育課長補佐兼スポーツ振興G長	新鍋 一昭 君	芸術文化G長兼文化財G長	鈴木 順一 君
スポーツ振興G主査	野辺 貞孝 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元 秀一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第83号 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

議案第90号 指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）

議案第91号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

議案第92号 指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館、南公園、国分海浜公園、北公園、霧島市国分キャンプ海水浴場）

議案第93号 字の区域の変更について

議案第99号 土地改良事業の計画について（団体営農地防災事業（農業用河川工作物応急対策事業）入水地区）

議案第100号 土地改良事業の計画について（農山漁村活性化対策整備に関する事業立馬地区）

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（依頼）」について

議員と語りかいで出た意見について（木質バイオマスやペレットストーブなどの地元木材活用による新たな産業育成について）

10. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

委員長 山浦 安生 君

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、去る12月4日の本会議で当委員会に付託になりました議案7件の審査と所管事務調査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。まず、議案第83号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

商工振興課関係の議案第83号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について御説明いたします。資料といたしましては、議案の17、18ページ、新旧対照表では11、12ページでございます。現在、長引く円高、国内市場の低迷や中国・東南アジアなど新興国の台頭等を背景に、製造業を取り巻く環境は、国内の生産拠点を縮小し、人件費が安く、今後、内需拡大が見込まれる海外へ生産拠点を移すなど、非常に厳しい状況にあります。本市におきましても、今年の4月にアルバック九州株式会社が事業規模縮小を実施し216名の離職者が発生する等、地域経済や雇用に大きな影響を及ぼしております。このような経済状況の中で、企業誘致についても、製造業を中心とした誘致だけではなく、為替の変動に左右されにくい内需型業種を重視し、景気にも左右されにくい食の源である農林産物を工業的に生産する施設を新たに対象業種に加えようとするものであります。また、本市の整備された高速交通網や南九州の中心に位置する地理的条件を生かした流通業等も有力な企業誘致の対象業種であります。企業誘致のライバルでもあります隣接市の企業誘致に関する優遇制度の内容が本市より充実している部分もあることから、本市への企業誘致を有利に進めるため、定義の見直しや補助限度額の引上げ等を行うものでございます。改正の主な内容は、新規雇用者の定義を「分業化を進める流通業者に限って、物流業全体を包括的に請け負った業者が、請け負った事業所の管理運営のために新たに雇用した者を含む」とするものであります。また、雇用促進補助金について、「新たに新規地元雇用者に障害者があるときは、当該障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算する。」を加え、同補助金の限度額を500万円から1,000万円に引き上げるものであります。以上が同条例の一部改正の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 秋広 眞司 君

障がい者を雇用した場合には10万円乗じるということでもありますけれども、この障がい者の定義というのはどのようになっておりますか。

商工振興課長 池田 洋一 君

これの定義と申しますと、「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号」ということでございますけれども、皆様、障害者手帳というものがあるというのは当然御承知のことだと思いますけれども、この障害者手帳が今現在、7級まであるそうです。その7級までの障害者手帳を持って

いらっしゃる方、手帳は6級からだそうですけれども、7級というものもありますので、その7級までの障がい者の適用を受ける方々に対して雇用があった場合は10万円を乗じるということがございます。ただし、1級・2級とかそういう障害の重い方は、ちょっと病状によっては難しいのかもしれないかもしれませんが、とにかく7級以上の雇用について適用するというところがございます。

委員 徳田 拓志 君

企業立地等の促進をする条例の改正の理由として、林産物を工業的に生産する施設を新たな対象業種に加えようとするものという説明でしたが、流通業等も含めて有力な企業誘致の対象業種ということなんですが、具体的にはどのようなものを指しますか。

商工振興課長 池田 洋一 君

農産物に関しましては、仮に例えますと、もやし工場とか、きれいな設備の中で、そういう農産物の中での工業的な施設というものがございましてけれども、このようなものにつきましては今現在、業種的には農業分野というふうになっております。ですから、地域のそういう農業に関するもので、工場等で生産するというような形の、現在今、農業という立場にあるところの業種に対しても、こういう形で今後、企業誘致という業種の中に含めたいということがございます。それと、流通業につきましては、また今いろいろ市のほうにもお話があるわけですが、なかなか今、通常の製造業となれば、用地を取得して、建屋を造って、そこで雇用をするというのが今までの私どものこの条例の中で適用させてきたことなんですけれども、流通業につきましては、大手がまず土地を取得して、建屋までは造るんですけれども、その事業に関してはアウトソーシングして別の会社に運営を任せるといような方法が物流業の中では主流となっております。そういう中で、ここにうたってあるのが、土地を購入して建屋を造って、通常はその雇用まですれば、その限度額の2,000万円、3,000万円とか、6,000万円とかあるんですけれども、そのアウトソーシングすることによって今の状態では適用させにくいということで、そのアウトソーシングしたところの雇用というのを含めて、そこでその限度額の2,000万円、3,000万円を適用させようということがございます。この流通業に関しましては、非常に雇用が多いものですから、何十人、何百人というような単位で雇用されていると。特に、福岡、北九州等に物流業が集中しておりますけれども、その自治体等も視察をしまして、そういう適用をしているところがあるものですから、そういう形で霧島市のほうもこの適用を受けられるような一部改正を今回お願いしたということがございます。

委員 徳田 拓志 君

農林水産物の「水」というものの説明がちょっとないんですが、水産物については該当しないというふうに理解していいんですか。

企業振興室長 谷口 隆幸 君

今回の一部改正の条例の中では、水産物は入れておりません。

委員 徳田 拓志 君

その理由は、どのような理由で水産物を入れていないということですか。

企業振興室長 谷口 隆幸 君

今、工場というか、製造業という部分の中で、産業分類表というのがあるんですけれども、今回の条例につきましては、先ほど課長のほうから申しあげましたもやし工場とか植物工場というのがその製造業に入っていないものですから、通常、農林水産業も加工すれば製造業の一部に入るんですけれども、今回、植物工場ともやし工場についてはそういう位置付けがないものですから、そういう形で追加したということがございます。

商工振興課長 池田 洋一 君

今、うちの室長のほうが説明しましたがけれども、水産業というところで一旦とって、それを仮に加工した場合は、加工するところは製造業の中で今、分類表で見てもらっていると。ただし、さっき言った、例えたもやしというのをここで同じようなことをしても、今の産業分類表の中でいけば農業という位置付けにしてあるものですから、それを救済というか、今後我々もやはりそういうと

ころに力を持っていきたいというような形で、今言ったような形の追加ということでございます。

委員 徳田 拓志 君

ということは、養殖場がありますね、浜之市の奥に。あの養殖場なんかはもう水産業ではなくて製造業という理解でいいんですか。

商工振興課長 池田 洋一 君

当然、水産業になりますので、あれだけではうちのほうのこの今の形では、この支援制度を適用するということではできなくて、それをその魚を持ってきて、何らかの形で、仮に缶詰とか、そういう加工をしたものについては今も製造業という形で認められているということでございますので、それをそのまま持ってきて、それを刺身にしておいて売るとということにつきましてはちょっと該当しないということでございます。

委員 徳田 拓志 君

だから、水産業が入らない理由は何なのかと。加工すれば製造業になるけど、水産業、例えば養殖が不振ですね。今も来ているのは県外から来ていらっしゃるわけですよ。雇用もたくさんあります。二、三十人使っていらっしゃると思います。そういうところを企業誘致としてできないのかと、逆に言うのですね。それで、指定されない理由は何なのかと。水産業だけ外されているような気がするんですが、その説明を頂きたいと。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

今回、農林産物を工業的に生産する施設を今回対象に入れたのは、今まで企業誘致をしていく中で、やはりそういうお話がございました。例えばもやしであれば、もやしを工業的に、要は建物の中で生産して、それを出荷するために加工まで全部して、パック詰めをして出すわけですね。そういうものが、今のうちの規定の中では製造業にみなされないということで、そういうものを救うために今回改正をしたということでございます。水産業のその養殖ということになってきますと、またこの趣旨とは少し違ってくるものですから、今のところはそういった建屋の中で、工業的な形で農産物を生産して、それを加工して出荷すると、そういうものを今回対象として追加をしたいということでございます。

委員 時任 英寛 君

今回の改正で、地元雇用者というのを明記されておりますが、これについては機会均等法等の法律に抵触するようなことはないわけですか。その従業員の、例えば年齢であったり出身地であったり、そういうものをうたうというのは法を超えるような条例ということにはならないのでしょうかね、これは。

商工振興課長 池田 洋一 君

今回、雇用者を地元雇用者という形で言葉の整理をしておりますけれども、当然、この条例の目的というのが、地元の雇用の場を確保するというのが基本でございます。そういうことで、その法令的なもので、そういうハローワークで就労関係でいろいろ法律と向き合えば、いろんなところに今言われたような問題が出てくるかと思っておりますけれども、今回はうちの単独の条例で行いますので、そういう場合は当然、地元雇用というのは問題がないというふうに認識しております。

委員 時任 英寛 君

いや、本当に大丈夫でしょうね。結局、法を超える条例というのは作れないわけですよ。だから、今、課長がおっしゃったように、ハローワーク等では雇用条件に対して年齢、性別、出身地とか、そういうものを問わないでくださいと。そういう企業に限ってハローワークのほうに求人募集をするということでございます。これは、単独の補助金の条例なんですけれども、そこでこういうものを明記していいのかなのか。ここは確認はされたところですか、部長。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

実際、雇用については、地元雇用とかいう形の表現ではなくて、通常に職安を通して人を雇用すると。ただ、うちの補助金を出す場合に、新規雇用の中で地元の方を雇用された分については補助

金を出しますよということで、募集について地元という形での表現はいたしませんので。ただ、補助金の計算上、地元雇用者に対して20万円の分を補助金として出しますよということで今考えております。他市もやはりこのような形でやっているようです。一応、ハローワークのほうには確認はしたいと思います。

委員 西村 新一郎 君

これによって対象者がどのくらいいらっしゃるのか。これを付け加えることによって。ここが抜けていたから付け加えたわけでしょう。というのは、霧島市の中でこの対応される対象者がいらっしゃるわけでしょう。どのくらいいらっしゃるの。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

今まで交渉する中でそういう業種がありましたので、今後、企業誘致をしていく中で、こういう事例が出てきますので、それを想定して、今後、企業誘致を進めていく中での業種として今回入れたということで、今、その話がこれだけあるからこれを対象業種として入れたわけではございません。今後、企業誘致を進める中で、こういった業種も対象業種として入れていきたいということでございます。

委員 西村 新一郎 君

私が聴きたいのは、何社くらいいらっしゃるのかなど。そして、こういう業界の方々がいいらっしゃるのであれば、こういう条例を議会のほうで承認を頂いて、この条例ができましたら早速この業界の方々に、こういう形の条例を作りましたと、分かりやすいようにPRをしてあげないといけないでしょう。作ったのをただずっと大事にしまっけていてもいけないわけだから。非常に一般の人たちは読みづらいと思うんですよ。もうちょっと、誰が見ても、「ああ、こういうことなのか」と、「こういう企業にはこういう対象ができますよ」と、こういうパンフレットか案内状を持って、ある意味では私は企業の皆さんに啓発する必要があるのではないかなど。非常に読みづらいですよ。新旧対照表を見てくださいと。この新旧対照表を見ながらこうやっても、あなたたちはよく理解しているかもしれないけれども、一般の方々はどうかなという感じがいたします。そこらあたりについて、今後のこの広報という点についてはどういうふうにお考えになっているか、ちょっと聴かせてください。

商工振興課長 池田 洋一 君

おっしゃるとおりだと思います。それで、市内にもそういう流通業者、既にもう立地していらっしゃる、そういう方々にも、今度は私どものほうで分かりやすいチラシ等を作って、またうちのパンフレットにも当然、今後入れながら広報しますけれども、そういう対応をとらせていただきたいと。それと、この流通業そのものが、恐らく九州だけではなくて、日本全国のほうに当然、発信しないといけないと思いますので、そういう今おっしゃったような形の周知方というのは今後徹底したいというふうに考えております。

委員 西村 新一郎 君

もう一点ですね。この「当該障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする」と、こういう表現ですよ。具体的に紹介状等を作る場合は、具体的にこうなりますよといって案内されて、障がい者の方々への雇用に、皆さん、もうちょっと力を入れていただきたいということも併せて、何か「乗じて」とかいろんな専門用語がこう書いてありますが、旧は「新規雇用者の数に20万円を乗じて得た額」、そして今度のものは「乗じて得た額」、ここまでは一緒ですよ。数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする」と。具体的に分かりやすいように、「乗じて」、「乗じて」というような文言では、同僚委員からも質問がございましたが、分かりにくいんですよ。分かりやすくちょっと説明してください。そして、分かりやすいものを作り上げて案内したら、障がい者の方々にも明るい、いわゆるニュースになるのではないですか。我々こういう形で対応して踏まえるのかと、こういう条例ができたのかと。分かりやすいようにもうちょっと説明してください。

商工観光部長 萬徳 茂樹 君

おっしゃることはそのとおりだと思います。ただ、条例として制定する場合は、やはり文言がありますのでこういった形、表現になりますけれども、ただ、お知らせするパンフレットとか、今こういった形で企業誘致の場合はこのパンフレットを作って広報しているんですけども、こういった中では分かりやすく表現をしていくというふうにしたいと思っております。

商工振興課長 池田 洋一 君

ちょっと具体的に説明させていただきます。うちのこの「企業立地促進に関する条例」の中に「雇用促進条例」というのがこの中にまたぶら下がっておりますけれども、今まで限度額が500万円でした。ということは、一人当たり20万円ですので25名までは一人当たり20万円という形で、新規で雇用をされた場合はそういう補助金を適用しておりましたけれども、今回のこの条例改正の中で、他市といろいろ比べながらしたときに、今回500万円を1,000万円に上限を変えて、50人まで一人当たり20万円という形で適用するよにということでお現在お願いしているところですけども、そのベースが20万円ですので、その中に仮に10人いたら200万円ですけども、その10人のうちに仮に5人障がい者がいたとすると、200万円プラス5人ということは250万円、一人当たり障がい者が20万円と10万円の加算がありますので30万円という形になります。それを分かりやすく、今後、皆さんのほうに周知するという事です。

委員 西村 新一郎 君

採用する企業者の方々にも非常に分かりやすいように、そして一般の求人活動をされている方々にも分かりやすいように、こうすることが私はこの大きな狙いの一つになるのではないかと。市民の方々も、ああ、こういう制度を作ってもらったんだというのが認識できたら障がい者の方々にとって非常にうれしいし、そして関係者の方々も障がい者をもうちょっと求人しないといけないなとか、そういうことにもつながっていくんだと思っておりますのでお願いいたします。

委員 徳田 拓志 君

流通業の誘致ということなんですが、これは流通団地みたいな霧島市の予定地というのがあるのか。あるいは、既存のいわゆる市有地、開発公社が持っている土地、そういったものを使われるのか。あるいは、それ以外に民民で売買した所も入るのか。その辺をちょっとお尋ねしておきます。

商工振興課長 池田 洋一 君

今、隼人のほうに臨空団地、あそこの場合が流通業者を中心とした団地でございますので、そういう所を中心に、今後、誘致を行うわけですけども、当然民地でも構いませんし、今あるテクノパークとかそういう所に立地していただく流通業者でもこの適用は行いますので、特段あそこは駄目というようなことではなくて、そういう業種であれば結構という形で、今回、中身的にはそういう考え方で改正をさせていただきたいと考えております。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第83号についての質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

[休憩 午前10時27分]

[再開 午前10時30分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第91号、指定管理者の指定について（霧島市民会館）及び議案第92号、指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館、南公園、国分海浜公園、北公園、霧島市国分キャンプ海水浴場）を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

教育部長 宗像 成昭 君

議案第91号及び議案第92号につきまして説明いたします。議案書の35ページをお開きください。議案第91号は、霧島市民会館の指定管理者として、鹿児島市東開町4番94号、株式会社舞研に平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を指定管理者として指定するために提案したもの

でございます。議案書の38ページをお開きください。議案第92号は、霧島市国分児童体育館外4施設の指定管理者として、霧島市国分中央三丁目8番1号、財団法人霧島市しみん学習支援公社に平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を指定管理者として指定するために提案したものでございます。詳細につきましては主管課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

文化振興課長 上牧 幸男 君

議案第91号、指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の35ページをお開きください。対象施設は霧島市民会館でございます。現在、霧島市民会館は財団法人しみん学習支援公社に管理を委託して運営をしているところでございますが、民間事業者等のノウハウを活用し、「市民の文化、教養及び福祉の増進を図る」とした霧島市民会館の設置目的を、より効果的に発揮することを目的に、また現在、国分地区身体障害者協会に委託しております駐車場の管理と併せて、平成25年度から公募による指定管理者の指定を行うこととしました。公募には、民間事業者3者の応募がございました。指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書の審査、申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングを踏まえ、株式会社舞研を適当と認め、指定管理者候補に選定をされました。これを受け、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようというものでございます。指定管理者の概要及び選定結果につきましては36、37ページに記載しております。御審議のほどよろしく願います。

保健体育課長兼隼人学校給食センター所長 中馬 吉和 君

議案第92号、保健体育課及び観光課所管の指定管理者の指定に係る分について御説明いたします。議案書は38ページになります。対象施設でございますが、霧島市国分児童体育館、南公園、国分海浜公園、北公園が保健体育課に係る分、霧島市国分キャンプ海水浴場が観光課に係る分となっております。これらの施設は、現在、霧島市しみん学習支援公社を指定管理者として指定いたしておりますが、指定管理期間が平成25年3月31日で終了いたしますことから、次期期間の公募を実施いたしましたところ、応募がなかったため、引き続き同公社を指定管理者として指定しようとするものでございます。提案理由は、当該施設が、これまでも霧島市しみん学習支援公社により市民の健康の維持及び増進並びにレジャー活動の充実及び観光振興が図られるよう管理されているところであり、引き続き同公社を指定管理者に指定することにより、同公社がこれまで蓄積した管理・運営技術や専門的技術などが活用でき、有効かつ効率的な管理運営が期待できると考え、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようというものであります。施設及び指定管理者の概要につきましては39～41ページに記載しております。御審議のほどよろしく願います。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 時任 英寛 君

まず、91号から質問をさせていただきたいと思います。今回、舞研がとられたわけですが、鹿児島県内には大手、舞研とサンステージですかね、大手といえばこのくらいかと思います。それなりの規模を誇って、各施設等もよく運営をされていると聞いておりますが、ただ市民会館も舞研が入ってございました。途中で業者が変わったんですね、あまりにも苦情が多くて。上牧課長も御存じですかね、舞研苦情ノートというのがありましたけど、相当な苦情が届いておまして、しみん学習支援公社もたまりきれず業者を変えたと。その後は苦情は届いていないということをお聞きしておりましたけれども、そのことは、まず御認識だったでしょうか。

文化振興課長 上牧 幸男 君

当時、私も担当してはおりませんでした。ただ、ここに来ましてから、そういうことがあったということはお聞きしております。

委員 時任 英寛 君

それで、あえてその運営等が問題なくされていけば、しみん学習支援公社も、その業者を変える

ということはなかったわけですね。今回、舞研以外、どこの業者が出されたか分かりませんが、やはりここは熟慮する必要があったと思います。本当にしみん学習支援公社がこの運営を委託されているときに、もう大変に苦情が来て、その対応、そしてまた舞研と打ち合わせをするんですけども、なかなか思うように動いていただけないというようなことがあったとお聴きをしました。ましてやその業者を変えたときに、小さな業者だったのかちょっと分かりませんが、今、入っている業者ですけども、教育長名で質問状か何か出されたというお話も聴いていたんですけども、これは事実ですか。こういう小さい業者でいいのかとか、できるのかとか、そういう何か圧力がかかったようなことも話をされておりましたけれども、そこは教育長、認識はされておりますか。

教育長 高田 肥文 君

ただいまのそういう文書を出した記憶はございません。

委員 時任 英寛 君

いずれにいたしましても、やはりしっかりとこの施設については市民と直接的に接する部分が多いと。利用者というのは子供たちも結構多いんですね。合唱祭があったり、定期演奏会があったり。だから、そのあたりを考えれば、しっかりとした指導がなされないと、これは任せるわけにはいかないというような思いになってくるんですね。それと、駐車場につきましては、これは引き続き市の身体障害者協会、ここに委託をするという考え方でよろしいのでしょうか。

文化振興課長 上牧 幸男 君

まず、駐車場につきましては、条件として地元の雇用をしていただくということで、今までどおり身体障害者協会に委託をしていただくという条件で公募をいたしました。それから、先ほどの以前の市民からの苦情等におきましては、この選定委員会の中でもそういう意見が出されてきて、十分、使用者本位に立って管理をしていただくということ等も、そういう話も出されておりましたので、十分ここは注意して管理がなされるものと考えております。

委員 時任 英寛 君

今回は、この申請団体の内訳を見ていると、公社・公益法人等が入っていませんけれども、しみん学習支援公社は手を挙げなかったと、このように理解してよろしいんですね。

文化振興課長 上牧 幸男 君

そのとおりでございます。

委員 時任 英寛 君

これは、その民間業者が3者、手を挙げたことによって、そういう公的な機関というか、については、もう参入させずに民間活用という考え方で公社が応募をしなかったのか。それとも、もうこちらから公社は最初から外したのか。これについてはいかがですか。

文化振興課長 上牧 幸男 君

こちらから公募に応募しないようにという、そういうことは全くございませんで、25年度からは公募によりますという話をさせていただきまして、しみん学習支援公社においても応募をしていただいたらどうですかという話もしたことはございます。

委員 時任 英寛 君

いろいろあったと思います。ただ、しみん学習支援公社の事務所は移転せざるを得ないと思うんですけど、それはいかがなんでしょうか。

教育部長 宗像 成昭 君

具体的にまだその話は来ておりませんが、市民会館の中の今の所には多分、舞研さんが入られることになるでしょうから、隣の部屋とか、その隣の部屋とか、まだございますので、公社のほうから使わせてくれという相談があれば、対応してまいりたいというふうには考えております。

委員 時任 英寛 君

だから、92号のほうで、どこも手を挙げないところはしみん学習支援公社に引き続きさせると。

どこかしっかりとした事務所をこちらのほうで責任を持ってあげないと、基本的な考え方というのは、民間にできるものは全て民間に出していくというのが、アウトソーシングさせていくというのが基本的な考え方ですけれども、ただ民間が手を挙げない施設については、このしみん学習支援公社が引き続き運営せざるを得ない状況であれば、しっかりとした事務所というのやはり確保してあげないと、無責任な発注になりませんかということなんですけれども、いかがでしょうか。

教育部長 宗像 成昭 君

こちらから、どこどこではどうですかという話はしておりませんが、相談があった場合には十分協議をして、事務所の確保には努力をしたいと考えております。

委員 徳田 拓志 君

キャンプ海水浴場の件でお尋ねしますが、今、このトイレ、シャワー室の電気は使えますかね。確認されたことはございますか。

観光課長 藤山 光隆 君

施設のそういうものについては使えると思うんですけど、オープン期間が海水浴場そのものについては、観光課のほうは堤防から海岸側のほうですので、その管理人が常設して、オープンする期間は夏休みを中心とした期間ですので、現状としては今はもう開放はしていないと思います。ただ、施設としては、ちゃんとスイッチを入れたりすると使えると思っております。

委員 徳田 拓志 君

月のうちの2回ぐらい下井の海水浴場を私たちも利用するんですが、トイレに行ったときに、もちろんシャワー室とつながっていますよね。いつも真っ暗だということで子供たちが言うんですが、電気を使えないんじゃないかなと、海水浴場の期間中だけじゃないのかなというふうな気がするんです。こういう時期に海に行ったりした場合に使えなくて、トイレ内が暗いと。それと、更衣室とトイレが行ったり来たりできて、出入り口が二つあるんですよね。そうした場合に犯罪的なものを防止できるのかなという気がしますが、その辺の確認をされていますか。

観光課長 藤山 光隆 君

私どものほうも、先ほど申しあげましたように、オープンする期間が夏場ですので、そちらのほうにつきましては、公社のほうと管理人、それから事務所のほうと密に連絡を取りながら対応はしているんですけど、今、委員がおっしゃいましたように、例えばそのオープン以外の時期、例えば今ぐらいの時期ですが、そこは正直言って、ちょっと私ども、実際そのトイレとか更衣室とか、その辺に出入りをしないものですから、そこはすみませんけど、今日、午後でもまた確認をしながら、しっかりとその辺のところは対応をしていきたいと思っております。

委員 徳田 拓志 君

指定管理の範囲が通年、1年を通してやっているのか、その海水浴場のオープンの期間だけなのか。そこはどうなんですか。

観光課長 藤山 光隆 君

先ほど言いましたように、主たる期間は7月の大体夏休みに入る前の頃から夏休みいっぱい、8月いっぱいという形でやっておりますけど、それ以外に、例えば砂浜のほうでイベントがあったりとか、やりますので、そうでない期間につきましては、除草作業とか、ちょっと間伐といいますか、台風とかそういうので落ちてきたりしますので、そういうもの。それから、あとはそのトイレと事務所と、そのような所につきましても、ある程度は巡回をしながら、必要があった場合には対応しているのが現在の状況でございます。それと、流木等も結構あるものですから、状況によってはその辺の作業もしながらやっているというのは現状なんですけれども、御存じのように今年の3月に霧島錦江湾国立公園という形で新たに指定も受けておりますので、来年度以降は小まめに目をつけながら、景観とかそういうものにもやはり配慮していく必要もあるのかなということは考えているところでございます。本来的には通年対応ということなんです。

委員 時任 英寛 君

今回の指定管理料、91号ですけれども市民会館、5,122万1,000円となっております。現在、しみん学習支援公社及び身体障害者協会、それと発券業務等、部分委託をされておりますけれども、これが3,998万7,000円ということでございます。通常、指定管理に出す場合は経費削減というの大きな一つのテーマであるわけですけれども、今回の場合は1,000万円以上増加していると。これについて説明を願います。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今回のこの指定管理の中には、今現在、文化振興課で行っております自主文化事業等も、今回、この指定管理のほうでお願いするような形になっておりまして、その指定管理関係の自主文化事業が約600万円ほどお願いするような形になっております。それからまた、駐車場関係の発券機等の消耗品等が約40万円ほど。それから、この中に、その差額から引きますと約480万円ほどの人件費という形になっておりますけれども、これにつきましては現在、しみん学習支援公社のほうで直接指定で管理していただいておりますけれども、今、市民会館の嘱託職員の人件費というのは一人分しかみていないような状況で委託しておりますが、今後はその自主文化事業まで含めた形の管理という形で人件費は増えるような形になります。ただ、こちらの試算としましては、現在、私たち文化振興課のほうで自主文化事業を行っておりますが、この部分を1年間を通して約3事業ほどコンサート等を行った場合、約400万円ほどの人件費が相当というような形になります。さらには、しみん学習支援公社が今現在、嘱託職員が一人というような形ですので、その嘱託職員が休んだ場合とか、そういうような形についてはしみん学習支援公社のほうで代わりに受付業務とか、そんな業務をしたよというような形を踏まえまして、そういうような形の分で若干増えたというような形になっております。

委員 時任 英寛 君

結局、自主文化事業、本来、文化振興課が開催していく事業も、今回の指定管理の中に入れ込んであるということは分かりました。ただ、そういうものを全部含めても、合算しても、今回の場合は高くついているというような認識でよろしいのでしょうか。額的に、ただ人件費がどのこのということではなくて、額的には増えていると、このように認識してよろしいですか。ということは、今後、5年間の指定管理をしますが、この額が大体ベースになっていくと、このように認識すればよろしいですね。市民会館の指定管理料については。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

そのとおりでございます。

委員 秋広 眞司 君

今の関連ですけれども、文化振興課の事業のほうの業務が少なくなるというぐあいはこちらは考えていいわけですか。その本体の教育部でやられる業務がこちらに委託されるわけでしょう。言えばですね。文化事業も委託してやられるということですから、本来の業務は少なくなると。そこが人員削減にならない限り効率化になりませんか。そこら辺の考えはどうか。

文化振興課長 上牧 幸男 君

確かに自主文化事業につきましては、文化振興課で職員が直接行っておりますので、現在、自主文化事業は年間に今1本実施をいたしております。今回、今度の指定管理の中には、決まってはおりますけど、一応3本という格好で、増やした格好をお願いをすることといたしております。その分、1本分につきましては、今現在やっている事業につきましては、文化振興課の事業から少なくなるということで、こういうことになります。

委員 秋広 眞司 君

少なくなった分は別の仕事が増えているということですか。そういう理解でいいんですか。

文化振興課長 上牧 幸男 君

平成27年に国民文化祭というの開催されることになっております。その事業につきましても、平成25年から、今、もう既に準備を始めておりますけれども、そういう事業等が今後、非常にまた多

くなってくるかというふうに考えております。

委員 秋広 眞司 君

今、述べましたように別な仕事が増えているから委託に出すという形の認識をいたしましたけれども、他業者のこの応募価格というのは分かりますか。この評点結果では、点数では出ておりますけれども、5,122万1,000円ですか。ほかの二つの業者の額が示されたら示して下さい。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

企業名はちょっと控えさせて、A者、B者でよろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり]A者につきましては5,365万5,000円というような形になっております。それから、B者につきましては5,358万2,000円というような形で、これは消費税込みというような形になっております。

委員 秋広 眞司 君

100万円から200万円ぐらいの差しかないわけですね。やはり私は地元の業者が。その2者は地元の業者ですか。市外ですか、市内ですか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

公募されました3者とも全て市外でございます。

委員 秋広 眞司 君

市外だけの公募であればしょうがないと思いますけれども。あと二、三点お聴きしますが、この舞研ですね、県内の自治体の指定管理業の受託をたくさん行っているということですが、その数は全県にわたっているのか、鹿児島市内が主なのか。鹿児島市内であればその管理を行っている主なもの、文化センターとかですね、その名前等が分かったら教えてください。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

鹿児島県内で申し上げますと、今、鹿児島県の県民交流センター、それから薩摩川内市の文化会館等があるというふうに思っています。詳しくはまた後ほど、調べさせてください。

委員 秋広 眞司 君

常在員が1名ということですがけれども、トラブルが起きたときの保守点検も含めてですが、そんなに対応が今の業者とそんなに変わるものですかね。そこらは委員が評価されたんでしょうけれども、そんなに変わらないと思いますよ。ただボタンを押して、幕を上げたり下げたり、素人考えですけどね。それぐらいのトラブルしかないような、換気の問題も音響の問題もありますでしょうけど、そんなに変わらないんじゃないかなど。あと、清掃の問題ですね。そこは選ばれたんでしょうからしょうがないです。最後に1点だけお伺いします。中学生を対象にしたバックステージツアー、これを具体的に教えていただけますか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

実は、市民会館を運用するに当たりまして、一番危ないというか厳しいのが、やはり4tとか5tぐらいの重たい音響・照明とかがございます。実際、舞台の裏のほうを見てもらう。それはどうということかといいますと、やはり静かな形で物を浮かさなければ、ワイヤー等がぎぎっとなった場合は引っ掛かって、それがそのまま力を加重したらどんと落ちるといような事故が発生するような形になります。そういうようなものを子供たちやら、そしてまた例えば市民会館を使ったださっていらっしゃる市民の方々に、また団体の方々に、そのバックステージという、今のそういう裏方のほうを見ていただいて、市民会館の安全とか、こういうような形で建物ができますよとか、それからまた照明・音響等をこういうような形ですれば、大変効率良くというんですか、よりクオリティ性の高いものになりますよというような形のを、そういう専門的な立場から、その裏のバックステージを見ていただいたりとか、そういう形の講習会をすることによって、より市民会館を御利用していただくような形も納得できるような形になるんじゃないかなというように、こういう企画をお願いできればなというふうな形で考えているところでございます。

委員 秋広 眞司 君

よく分かりました。ありがとうございました。舞研ということで、5年間で2億6,000万円、非

常に大きな額で指定管理するわけですけれども、先ほど時任委員からもありましたように、トラブルの発生とか、あるいはそのようなことをきちっと点検、毎年毎年されて、指導していくという体制を整えていただきたいと、要望しておきます。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

先ほど御質問がございました県内の指定管理の分につきまして申し上げます。日置市の伊集院文化会館、それから日置市の東市来文化交流センター、それから鹿児島県の文化センター、それから先ほど申し上げました県民交流センター、それから鹿児島市中央公民館及び谷山市民会館、それから鹿児島アリーナ、それから先ほども申し上げましたけど薩摩川内市の文化ホール、それから鹿屋市の文化会館を今現在、指定管理を行っている状況でございます。

委員 中村 正人 君

先ほどの質疑に関連しています。91号の指定管理料について、これは恐らく理由があつてのしみん学習支援公社さんが応募されなかったということでしょうけれども、普通にこの管理料から考えれば、しみん学習支援公社さんのほうが受けていただいたほうが良かったんだろうとは思いますが、これに応募されなかった理由、当然、経営が黒字ではなかったという部分もあるのかもしれないですが、そこら辺の理由を分かれば教えていただけますか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今回、指定管理を行うに当たりまして、説明会等も行いました。その段階では約11者ほどの企業体の方々が来られまして、その中にもしみん学習支援公社のほうも来られているような状況でございました。この中で、特に私たちが今回この指定管理を行うに当たりまして、幾つかのお願いをしました。それは、先ほど申し上げました自主文化事業もお願いしたいというような形。それから、これまではしみん学習支援公社が受付を行いまして、専門分野の方々が裏方のほうをするというような形になっておりましたけど、そうなった場合、コスト的にもやはり余ったりしますので、その非効率性を考えまして、舞台関係の調整をする担当並びに受付まで併せたような形ができないだろうかというような形での提案をさせていただきました。それからもう一つは、先ほどの御質問にもございましたけれども、特にこの照明・音響関係につきましては資格等もでございます。これは国家試験等もありましたりとかしますので、その資格を持った方々、それから最低5年以上はやはり同じような業務に就いていただくような方々をお願いしたいというような形にしました。それは、先ほど申し上げました、やはり安全性、それからその会館としての機能を発揮していただくようなクオリティ性の高さとか、そういうのもちょっとお願いしますというような形で入れ込んだような状況でございます。そういうようなものを鑑みて、やはり公募には応じられなかったのではないかなというふうな感じであります。ただ、そういう専門業者でなくても今回のある企業体は、合同で企業体的な形で作って提案されたところもございましたので、そういう選択肢はあったとは思いますが、そういう理由があつたのではないかなというようなことを推測しているところでございます。

委員 中村 正人 君

もう一つ、3本程度の自主文化事業、これは26年度以降もそういう企画的なものが出ているんでしょうか。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今回の提案の中にも、今後、約3本ほどの自主文化事業をお願いしたいというような形で、毎年お願いするような形でございます。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

自主事業には、その指定管理を受けるときにどういう自主事業をされますかということをお聞かせいただけますよ、作られますよ、受ける方が。今回の自主事業というのは、3本とも行政のほうからお願いしてするというような自主事業なんです、本来の自分たちで組み立てた自主事業というのは、この舞研の中においてはいいのかお尋ねします。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

提案の中に、先ほど申し上げましたそのバックステージツアー、それから新春の舞とか、ミュージックフェスティバル、それから霧島フラッシュアンドフラワーショップというような形の合わせて四つの提案を今回についてはしていただきました。ただ、これにつきましては毎年というわけではなくて、やはりいろんな形でメニューを変えて行ってくれるものだというふうに思っているところでございます。

委員 山浦 安生 君

この前のしみん学習支援公社の自主事業で一番最初に挙げられたと思うんですけども、その中で、今回、何年か、3年でしたか、5年でしたか、の中でどういう事業が行われて、成果はどうだったのか。それに比較してこの今、出されている部分を知りたいわけなんですけれども、前任者がどれぐらいの、どういう内容の事業を出されて、それがどれぐらい成果があったのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

現在のしみん学習支援公社では自主事業は行っておりません。あくまでも管理のみというような形でございます。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

委員 西村 新一郎 君

選定の結果はここへ記載してあるとおりですね。これで我々は知る以外にない、審査をする以外にない。そして、評価結果は点数もこういうふうに記載してありますよね。これは、この3者の応募の提案書を見せていただくというわけにはまいらないのですか。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

企画提案書は、議会のほうからの要請があれば、これはお出しすることができると思います。ただ、それがもし市民の方々あるいはまた同業他者の方が見せてくださいと、全部公開を求めますと、3年後、5年後に同じ提案書がどんどん、通ったところが出てきますので、一応、情報公開のところで少し黒塗りをする所がございしますが、この場で企画提案書を見せてくださいということは、それは可能だと思います。

委員 西村 新一郎 君

非常にこれは、我々も正式にこの委員会を秘密会と称しても私はいいいと思うんですよ。この企画書を見せていただいて、やはり我々も承知をすべきであろうと。でなければ、この選定委員会で審査をして、こういうふうにコメントされたことで、全て我々が判断するには非常に無理もあろうなというふうに思います。やはり、議会はそういう秘密会を宣誓して審査をする方法等もありますので、今、こうしてお答えいただきましたが、委員長、これは私の提案でございしますが、ほかの委員の方々が賛同いただければ、場合によっては秘密会を宣して、ちょっと確認をさせていただければ有り難いなど。そして、確認したら、すぐお返しをします。この場からは外へ持ち出しませんよということまで付して見せていただきたいなというふうに思うんですが、ほかの委員の方々に諮っていただけますか。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩いたします。

[休憩 午前11時08分]

[再開 午前11時22分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 西村 新一郎 君

分かっている範囲内で結構ですが、23年度は528万3,452円、使用料ですよ。ここに書いてありますよね。91号ですよ、使用料。3年間ということでございましたので、22年度、21年度、分かっていたら教えてください。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

21年度が737万6,442円、それから22年度が648万428円、それから23年度が528万3,452円といううな形になっております。

委員 西村 新一郎 君

年間利用者数、これもちょっと比較対照を。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

市民会館のみでございますけれども、平成21年度、5万6,406人、それから22年度、5万5,457人、それから23年度、5万6,979人といううな形になっております。

委員 西村 新一郎 君

年間の使用料が年を追うごとに減ってきていますよね。私は利用者数もスライドしていくのかなと、比例していくのかなと思いましたが、利用者数はあまり変わらない。そして、今度、指定管理を結ぼうとされているここにおいては、当然それだけの提案をさせていただいているわけですので、21年度の700万円を超える金額の使用料が見込めるのではないかと、こういう大きな期待をするわけですが、ここらあたりについて、この使用料等については、聴き取りはヒアリングの段階でどの程度見込みをして提案していただいたものなのか。そのところだけをかいつまんで、利用者数もこの程度は見込めますよと、使用料も年間この程度は我々も市民の皆さんに対して自主事業やアピールをしていきたいというようなことまで述べられるのかどうか。そこらあたりについて、ちょっとお聴かせください。

芸術文化G長兼文化財G長 鈴木 順一 君

今回の指定管理につきましては、使用料につきましては全て市に入れ込むといううな形にしておりまして、今、委員から申されました入場者数とそれから入場料の関係はないような形にしてあります。実は、これはどういうことかと申し上げますと、先ほど申し上げましたように、入館者数はほとんど、利用者数もほとんど変わっていない状況ですけれども、やはり減免措置関係やら公的な行事が結構大変多うございまして、減免が結構たくさんございます。これを指定管理の中の業者さんの歳入まで入れ込みますと、ある意味で今度は減免措置を嫌がるような形になりまして、その辺でまたトラブルがあるんじゃないかなといううな形を考えまして、使用料につきましては、これは駐車場の駐車場料金も含めてそうですけれども、全て市の歳入に入れ込むといううな形で、別個のうな形にしまして、あくまでも市民会館の施設の運用の、それと先ほど申し上げました自主文化事業の運用の指定管理といううな形でさせていただきました。

委員 西村 新一郎 君

この16日に選挙が行われますよね。いわゆるこの期間はですけども、いろんな企画がなされて、例えば国政の報告会等が行われるとしたら、どんと入場者数は増えてきますよね。入場者数が増えてくるということは非常にいい傾向ですよ。利用者が増えると。そして、使用料も同時に自主企画をしながら、自主運営事業を導入して提案されるわけだから、当然こちらのほうも増えてくるであろうと。こうして減免措置をする団体等もありますので、市の歳入で全部受けますよと。これについては、私はもっともなことだろうと思いますね。そして、ここと利用者数のここが、今後ここが選定されたとしたら、実力がここらあたりではっきり出てくるというふうに見て取っているわけで

すよね。そういう意味でも、そこらあたりが提案なされたのかなと思ったものですから聴いたと。ただ、それについては年間の利用者数は、問うてもいなかったから答えられなかったのかもしれないがね。そういう意味で聴かせていただきました。

委員 時任 英寛 君

92号は直接指定という形になりました。3年間ということでございますけれども、直接指定の場合は3年という一つの期限を切るんでしたか、5年でも構わないのではなかったですか。

保健体育課長兼隼人学校給食センター所長 中馬 吉和 君

指定管理者制度に関する指針の中で、指定管理につきましては3～5年間という幅が持たせてあります。そして、前回もこのしみん学習支援公社を直接指定とした経緯がございまして、そのときにこのしみん学習支援公社の扱いをどうするかという議論が含まれていまして、5年というのではなく、とりあえず3年という形にして、直接指定であるから状況を見ようという形で3年というふうにした経緯がございまして。そして、今回もまた直接指定という形で、5年という最長の期間を取るのではなくて、やはり予算的に厳しいとかいろんな状況もございましたので、とりあえず最短の3年間で、ちょっと状況も見ないといけないということで、3年間というまた設定をしたところでございます。

委員 時任 英寛 君

要はほかの公募がなかったということで直接指定ですけれども、ひもといってみますと、結局採算的にこの施設の指定管理として合わないというのが現状であれば、今後、支援公社の在り方というのを考えるのであれば、この92号の施設について、指定管理料を上げなければ、いつまで経ってもしみん学習支援公社に指定をせざるを得ないという状況になってきます。だから、今後、3年、5年という一つのものがありますけれども、その予算的な部分が、指定管理料の部分が改善しなければ、しみん学習支援公社がずっと継続して管理をせざるを得ない。それか、施設を分けていくかですね。いろんな考え方をしていかないと、このままではやはり民間の業者はついてこれないと思うんですけれども、これはいかがですか。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

おっしゃるとおりだと思います。限られた財源でございますので、こういう公募をしたんですけれども、基準価格というものを提示して、それでは厳しいという他の8者の方々の意見もありました。もう一つ言うとするれば、やはり範囲が広いと。今、御指摘を頂いたように、北公園があり、児童体育館があり、管理の効率が悪いということもありますので、そこら辺も含めて、やはり今後は考えていかなければならないというふうに考えております。

委員 時任 英寛 君

そのあたりをしっかりと検討いただきたいと。もうこれは要望いたしておきます。それと、それぞれの施設が、これは市民会館も含めてなんですけど、市民会館はいつでしたか、リニューアルをいたしましたんですけれども、それぞれの施設が老朽化しているのはたくさんございます。中には改修しても部品がないというような、そういうものもございまして、しっかりとそのあたりをまず精査した上で指定管理の協定を結ばないと、後々で事故が発生いたします。これは協定書の中に損害賠償とかうたってございますけれども、こちらの落ち度というものがあれば、当然、市がその責任を持たなければならないということでございまして、備品関係、施設の関係も含めてですけれども、しっかりと今の現状を把握した上で、結ばれるんだったら協定を結んでいただきたいと。これも要望しておきます。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

行ったり来たりで申し訳ないですけども、91号なんですけれども、減免制度なんですけど、この減免については決まりがあるだろうと思います。その中で、今回のこの催し物については減免してください、何割減免してくださいとかそういう形で出ると思うんですけども。同じような施設の中で、同じ教育部の管轄の中で、減免制度のある所、ない所、それから直接企業のほうにその収入が入る所、それから役所のほうに歳入として入ってくる、そういう仕分けというか、教育部関係の中でそういうのが何箇所かあると思うんですけど、今度やろうとする形態と違うところの形態が何箇所ありますか。

保健体育課長兼隼人学校給食センター所長 中馬 吉和 君

まず、92号のほうから体育施設についてでございますが、これは利用料金制を採用しております、指定管理者のほうにそのまま使用料は歳入という形で入ることになっております。

委員 山浦 安生 君

減免制度が非常に分かりづらいところがあったり、例えば私は牧園ですから牧園アリーナのことを申し上げますけれども、あそこの場合、企業努力をして人は増えました。今、ここにも出ていますよね、数字が。人員は増えましたけれども金額は減った。これは減免のせいだと思うんですけども、一生懸命やっても、企業側としては一生懸命企業努力をして利益を増やすことによって、やはりそれは企業としての一つの目的なんですね。ところが、それが減免制度、減免制度というふうにくると、やる気も失われるし、本来のその施設の持っている目的にそぐわないような状況も出てくるんじゃないかということをお心配するわけですね。ですから、減免制度の在り方というのを今後検討していかないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。今回はこういうふうには全部入ってくるということなんですけれども、ちょっと関連があるのかなということで、別の方向に行ってしまったけど、ぜひ検討していただきたいなと思います。

スポーツ振興G主査 野辺 貞孝 君

例えばということで、今、牧園アリーナ、みやまの森運動公園が出ましたが、やはり週末よく使われて、いろんな大会で使われるというのは、ほとんど後押しの後援であるとか、共催であるとかの書類が上がってきて、半額であったり、あるいは全額免除であったりするということは確かにあります。ほかの大きな施設になると、週末というのはほとんど地区大会とか子供たちの大会とかということで、減免があって、一部、指定管理者からも、非常に減免が多いというのはお話を頂いているところではございますが、そこがやはり公共性ということなのかなと、公共施設を預かるという意味なのかなということで説明をしているところではございます。この利用料金制度を導入するに当たっての計算の根拠に、当然、今、始まった減免制度ではありませんで、過去何十年も脈々と後押しの後援であるとか、あるいは共催というのは続けられてきました。指定管理料のこの計算をするときに、歳入では減免があるからこれだけしか見込めませんよというのは、あらかじめ私どものほうは数字として捉えておりましたので、それより増えた分は、合併して増えた分は、また別な考え方なんですけれども、ある程度その公共性が担保されるということは、減免があるというのは予想して民間の方々に提案を頂いているという制度ですので、むやみやたらに市のほうから補填をしてあげるとか、そういう議論が今、沸き起こっているということではありませんけれども、一覧表で並べてみますと非常に多いというのは意見として頂いているところではございます。福祉団体あるいは子供の団体、スポーツ団体、いろんな団体もありますので、指定管理者、それから私どもも執行部、それから財政も交えて在り方というのは、やはり今後、検討していく必要があるのかなと思います。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

委員 西村 新一郎 君

今、非常に大事なところでしたよね。やはりある意味で直接収入になる、この92号のところはそうですね。それで、減免のところがどんどん増えてくれば、指定管理者としては面白くないと。これはやる気の問題にもつながっていくと。ですから、やはり行政からその利用者の数に比例した助成をしてあげるべきだと。そして、どんどん増えていく、減免の方々も増えていくけれども、活用されるわけだから。これが公共的な施設としての一番の使命じゃないのかなと。こちらあたりも重々踏まえて、今後、ひとつ御協議いただきたいというふうに希望を述べておきたいと思います。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようですので、これで議案第91号及び議案第92号についての質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

[休憩 午前11時38分]

[再開 午前11時40分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第90号、指定管理者の指定について（霧島市黒石岳森林公園）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 中村 功 君

農林水産部の議案につきまして御説明申し上げます。議案第90号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めものです。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

林務水産課長 長野 豊 君

議案第90号、指定管理者の指定について説明いたします。31ページをお開きください。対象施設名は霧島市黒石岳森林公園でございます。指定管理候補者は鹿児島市樋之口町11番22号、大成ビルサービス株式会社、指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。次に、指定管理者の概要及び選定結果について説明いたします。資料の32～33ページをお開きください。指定管理候補者となる大成ビルサービス株式会社は、資本金1,000万円、従業員数324名で、昭和37年11月27日に設立された会社で、主に建築物及び関連設備の運転管理・保守点検・整備・環境衛生・清掃・企画運営・診断に関する事業、保安警備保障業務等を行っております。また、今回の指定管理者の申請は、大成ビルサービス株式会社から1者のみの申請であり、指定管理候補者選定委員会で申請者から提出された事業計画書等を審査し、施設担当課へのヒアリング、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等を行った結果、大成ビルサービス株式会社が643点という評点結果となりました。この評点結果を受け、事業計画書等について、管理運営上の基本方針、管理運営体制及び計画、公の施設として地域で果たす役割を重視するとともに、集客を図るための自主事業が確認できたこと、類似業務の実績等もあることから、当施設の指定管理者候補にふさわしいとして選定を行ったものであります。なお、当該施設の所管は林務水産課でございますので、引き続き施設の概要についての説明をいたします。32ページの説明資料1番、施設概要であります。当施設は平成5年度から創造の森整備事業等で整備を進め、平成7年度に開設されておまして、敷地面積は50万㎡でございます。主な施設といたしまして、バンガロー、テントサイト、グラウンドゴルフ場、休憩所、屋外トイレ等が敷地内に配置されております。設置目的は、住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、健康増進を図るためでございます。年間利用者数は551人、年間使用料は48万7,770円、これはいずれも平成23年度の実績でございます。以上、概要の説明を終わります。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 時任 英寛 君

議案書の33ページに選定意見ということで示してございますけれども、「非常に意欲が感じられた。ヒアリングでの施設の利点や欠点など回答や考え方がしっかりしているの、安心して任せられる」という下の段、「経営診断で営業利益では赤字が出ていることが懸念されるけれども、ドッグランなどいろいろな新しい企画があり、わくわくする内容で期待できる」と。経営診断でいけば赤字というのは、これは本体業務が赤字ということで認識してよろしいですか。

農林水産部長 中村 功 君

この経営診断で確認しましたのは、営業利益のほうが赤字を示しているということでありませぬ。

委員 時任 英寛 君

これは22年度決算でしょうか。それとも数年間、この営業利益が赤字に陥っているのか。そのあたりを教えてくださいませぬ。

林務水産課長 長野 豊 君

過去3年間の財務状況の報告を頂いておまして、はっきりと何年度というのはちょっと確認はとれていませんけれども、前期では0.5%の利益、前々期で1.7%の利益、前々々期で0.4%の赤字というふうなことでございます。その経常利益のその赤字の問題なんです、一般的な企業の利益率というのはどれくらいなのかということでもちょっと確認しましたところ、一般的には1~3%くらいが標準であるということでございます。

農林水産部長 中村 功 君

申し訳ありません。私、今、誤った発言をしておりました。営業利益と言いましたけれども、売上高経常利益率であります。

委員 時任 英寛 君

当然、設備投資等をされたり新たな投資等があれば、経常利益というのは減っていくわけですので、その点をとって経営が厳しいということではございませぬけれども、ここでやはり今、経常利益というお話でございましたけど、営業利益で赤字が出ていると。ここの議案に載っているのは営業利益と書いてありますよね。だから、経常利益というのは、今申し上げましたようにその単年度において設備投資等があれば経常的な利益というのは減ってくるわけですけど、営業利益というのは営業においての利益ですから、これが赤字ということは経営が厳しいと、こういう判断をせざるを得ないんですけれども、ここをちょっと具体的にというか、詳細に御説明いただけますか。

林務水産課長 長野 豊 君

選定委員会の中で、応募者の申請者概要の中ではその営業利益という項目は一切ございませぬ。ここで出てきているのが自己資本比率、売上高経常利益率、売上高前年比という項目がございませぬ。ここで赤字が出ているのは、先ほど申し上げました売上高経常利益率なんです。恐らく委員の方が、そのことの表現の勘違いなのかなというふうな今、捉えているところなんです。委員の方の発言をそのまま載せてあるんですけど、そのような発言はされたというのはそうだと思います。

委員 時任 英寛 君

指定管理で応募される方につきましては、市のほうで税理士さん等に経営判断をしていただくんですよね。これは間違いございませぬか。

農林水産部長 中村 功 君

税理士の判断をされたものが示されております。

委員 時任 英寛 君

したがいまして、ここの議案が、これはもう上程をされて、ここは説明資料になるんですけども、ここはやはり訂正をされるなら訂正をされたほうがいいと思います。こういう形でいけば、単なるこのまま読めば、厳しい経営状況というふうな映ってしまうと、このように考えますので、それは御検討いただきたいと思っております。それと、この施設については年間利用者数が551人、48万

7,770円という使用料になっております。今までも出したんですけどとれずに、どこも応募がなく、しみん学習支援公社に直接指定をしていたような経緯でございますが、いろいろと企画があるということでございますが、どういう企画をなさったのか。というのが、あそこのグラウンドゴルフ場等もほとんど利用者はいないというようなことでもありますし、場所的にも非常に分かりづらい場所で遠いと。そして、キャンプ場ですから不便な所で十分いいと思うんですけど、冬場は凍結して行けないとか、いろんなものがありますけど、そういうものも仕様書の中にしっかりと、こちらは織り込んでいらっしゃるのでしょうか。

林務水産課長 長野 豊 君

過去の入場者の実績を見ましても、非常に入場者数は年を追うごとに減っております。今度は逆に、その月別で見ますともう夏場の施設であるなというのがもう如実に表れております。我々も一応、管理の中で、もうちょっとその入場者数の増加をどのような方向で見直すべきかということでの協議をいたしているところですけども、なかなか見えない部分でございまして、今回のこの応募された大成さんの自主事業計画の中で、特筆すべきといひましようか、ちょっと魅力的に感じるのがドッグランという自主事業でございます。これは、グラウンドゴルフ場内の一部にドッグランを開設して、愛犬とひももなく、スポーツを楽しんでいただける施設を造りたいと。この自主事業につきましては、これは常設ですので季節に関係なく利用できるのかなということで、非常にこの近隣においてもこのような施設がないことから、結構集客をしてくれるのかなという期待があります。それと、冬場でいきますと、たこ揚げ大会の自主事業の計画もあるようでございます。ですので、そのようなことで、応募された業者さんがかなり意欲的な自主事業計画を持っておられるようで、期待をしていきたいというふう考えております。

委員 秋広 眞司 君

この使用料はどこに入っていくんですか。この使用料自体はですね。

林務水産課長 長野 豊 君

この利用料につきましては、指定管理者のほうが入収として受けます。

委員 秋広 眞司 君

少ない額でやる気も出ないと思うんですね。ドッグランとかそういういろんな企画をしても人は集まらない所なんですよ、あそこは。集めようがない所なんです。バスでも連れていくような、大変な所で、アンデスのマチュピチュみたいな所なんですよ、山の上にあつて。草払い業務自体に幾ら掛かったのかという明細が分かっておりますか。

林務水産課長 長野 豊 君

確かにその地理的な条件につきましては、見方にもよると思います。この応募された業者さんにつきましては、市街地から30分以内でキャンプの体験ができるというのを魅力に感じているというふうな捉え方をされておりますので、我々こう見た感じでは、もう山の中の一番へんぴな所だなどというイメージもあるんですけども、捉え方によってはそのような捉え方もされているということは、その応募者の方は言っておられました。あと、その一番大きなウエイトは確かに草払いになるんですが、たまたまこの公社のほうが入収にかなりの指定管理施設を持っておりまして、何とかいひましようか、ローテーションを組みながら、同時に作業をされている関係上、その分の細々とした経費についてはちょっと把握をしておりません。

委員 秋広 眞司 君

委託料が250万円、それから需用費が150万円ということで、もうこれでほとんど全部ですね。それにマイナス48万7,770円となるんでしょうけれども、これが利用料ですか、利用料が入ってくるんでしょうけれども、非常に効率の悪い、どうしようもない施設のような気がするんですが、まずは今後の方針としてずっとこれを維持していかれるのかですね。赤字のおおもとだと思わなければならない、もっと活用してやっていくのか、この利用者を増やしていくのか、それともこのまま誰かに売り払ったほうがいいのかという気もするんですが、そこら辺の考えは将来的にはどうですか。

林務水産課長 長野 豊 君

現在のその指定管理者の霧島市しみん学習支援公社ですけれども、自主事業そのものがほとんどもう今行われていないということでございまして、あくまでも施設の利用率だけが今、収入として上がってきているわけでございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、今度の応募の方はかなりの自主事業の計画を持っておりますので、これが100%成就するとは思いませんけれども、これをうまく事業を回すことによって、この収入というのはぐっと上がる可能性を秘めているということでございますので、我々としては一応期待をしているということでございます。

委員 時任 英寛 君

しみん学習支援公社が指定管理で入っていたんですけれども、だからキャンプをすれば、夜、そのしみん学習支援公社のほうでは当直がいまませんから警備員を頼んでいたわけですよ。そうしますと、4組以上のキャンプがあれば採算がとれるけど、それ以下だったら夜間常駐で警備員を頼めば赤字になっていたわけですよ。ここの部分について、そのキャンプ場の管理というか、ここはその今回の指定管理者者についてはどういう見解をお持ちでしたか。

林務水産課長 長野 豊 君

この警備体制につきましては、昼間は常駐をしますと。ただし、夜間は配置はいたしません。宿泊客がいる場合は機械警備により対応いたしますというような回答でございました。ただ、指定管理の議決を頂きますと、今後細々としたその協定の中で、様々なこの事項については協議をしていきますので、意見も含めて安全を第一に考えながら警備をしていかなければならないということは感じております。

委員 時任 英寛 君

機械警備というお話もございましたけれども、ただあそこはイノシシが出たりするわけですよ。それで、機械警備、緊急通報の体制をつくっていらっしゃると思うんですけど、下のほうからそういうことで走って来られて30分、40分掛かるような状況も発生すると。冬場はほとんどいらっしゃらないと思うんですけど、冬場だったら凍結して上れないという状況も発生すると。そのあたりをしっかりとらんでいただかないと、キャンプをして、事故があつて、管理人がいなくて、そして対応が遅れたとなれば大変な失態になるかと思っておりますので、そのあたりをしっかりと安心・安全という部分から考えていただくならば、一番先に詰めていただきたいと思いますのと、このように要望いたします。

委員長 山浦 安生 君

要望ということで、よろしく願いいたします。ほかにありませんか。

委員 木野田 恵美子 君

今ここに資料を見させていただきましてびっくりしましたけれども、年間の使用者がたった551人と、月に46人弱ですが、私の家からは10分の所ですので、何度か黒石岳には行くんですが、いつ行っても閑古鳥が鳴いていて、草払いをする人がいらっしゃるだけで、利用していらっしゃる方に会ったことがないわけです。そして、東屋やら、それから今おっしゃるように、キャンプは時々あるみたいで、いつも電気がついているのを見たりするんですけど、グラウンドゴルフなんかができるように広い駐車場もいっぱい設置してありますし、立派な水洗トイレもありますし、だから鹿児島市内の老人クラブの方で、城西地区の方々でしたけれども、鹿児島は練習する所も試合をする所も広場がなくて困っていると。だから、霧島で、ちょっと広い所があれば貸してくださいということで、二十五、六名でしたか、見えんです。だから、ああいう人たちがいっぱいあちこちにも老人クラブの人たちがいらっしゃいますから、鹿児島はもう多くてそういった競技ができないと、そしてまたそういった広い所がないんですよとおっしゃるものですから、その黒石岳なんかをもうちょっとアピールして、老人の方々にでも貸して、老人の方々にでも利用していただくようなそういう考えはないのかなと。あの施設をもったいないと、本当に何億円と掛けて造られた施設があんまりはあまりにももったいないと思っておりますので、何とかその辺のところを呼び掛けて、少しでも

利用してもらえそうなふうにしてもらえたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、これは私の考えです。よろしくをお願いします。

農林水産部長 中村 功 君

今のその件につきましては、ヒアリング等の中でも出たことでありまして、業者のほうとしても分かりづらいと。今、PRがちょっと不足しているんじゃないかという話も出まして、その辺を例えばホームページを使ったり、パンフレットとかチラシを配布したり、あと情報誌にも掲載をしたというようなことがあって、場所が分かりづらいという面では知名度が低いことが課題ではないでしょうかという、今おっしゃったような業者からの意見がありまして、また施設を案内する際の、例えば目的地に着くまでの案内板とか、その辺の設置も考えてみたいというような工夫が見られるようでありました。

委員 木野田 恵美子 君

あそこにああいった大きな施設ができたものですから、あの辺も本当に過疎になってはいるんですが、地区の方々が元旦の朝の朝日を拝む会もされていて、そういうときにはぜんざいを作ったり、やはりお客さんに来てもらいたいということで、人を集めたい、人に来ていただきたいという思いから、地区の方々ももっと利用してくださればいいのになという考えで、そういうことにも一生懸命取り組んでいらっしゃる話を聴きましたので、指定管理者の方々はその辺はよく御存じだろうとは思いますが、まず宣伝が私も足りない。行ってみればすばらしい所なんですけれども、もうそれこそ四方見えて、本当にいい所なんだけれども、まず宣伝をもうちょっとしていただくように話しかけていただきたいと思います。

委員長 山浦 安生 君

要望ということでよろしくをお願いします。そのほかございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにはないので、これで議案第90号についての質疑を終わります。しばらく休憩します。

[休憩 午後0時06分]

[再開 午後1時10分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第93号、字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 中村 功 君

農林水産部の議案につきまして御説明申し上げます。議案第93号につきましては、土地改良事業の施行に伴い、字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

耕地課長 石原田 稔 君

議案第93号、字の区域の変更について御説明申し上げます。議案書の42ページをお願いいたします。土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業横川地区（植村団地））の施行に伴い、従前の字界では、行政執行上及び土地の維持管理上、支障があり、換地処分後の整備された道路界、水路界をもって新たな字界とするため、この案を提出するものであります。議案書の次の43、44ページありますが、新たな字に編入する区域の調書でございます。なお、45～47ページに事業の位置図、参考付図を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 時任 英寛 君

それでは今、提案理由の説明が述べられましたけれども、従前のこの字の境界では、行政執行上

及び土地の維持管理上、支障があるというのは、具体的にどのような支障があるのでしょうか。

横川産業建設課長 原田 修 君

従前の字が10ありました。字の統合によりまして四つの字界となりました。それぞれ今後、維持管理の中で、恐らく水路の改修とか道路の改修とか、いろいろ陳情が出てくると思います。その中で、字何々ということで、すっきりと整理をさせていただいて、今後の維持管理のほうを場所の特定が簡易になるようにというようなことで整理をする案件でございます。

委 員 時 任 英 寛 君

字名は変わりますけど地番は変わらないと、このように認識してよろしいですか。

横川産業建設課長 原田 修 君

この地区は圃場整備をした地区でございますので、今、仮配分が終わっていますけれども、確定測量を経た後、新たな地番を振っていくということでございます。

委 員 秋 広 眞 司 君

字の変更ということですが、そこに住んでおられる方々は、字というのを非常に大事にされるというか、昔から親しみをもってきた字ですので大事にされると思うんですが、その地域住民の説明等はあったのか、地域住民の反応はどうだったのかお伺いします。

横川産業建設課長 原田 修 君

この地区におきましては、受益の戸数が79戸ほどございまして、それぞれの団地の中から換地委員というのが8名ほど選出されております。そういう換地委員の方々からの強い要望を受けて、この際すっきりとさせていただきたいと、こういう要望の中で、今回の提案をさせていただいているところでございます。

委員長 山 浦 安 生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第93号についての質疑を終わります。続きまして、議案第99号、土地改良事業の計画について（団体営農地防災事業（農業用河川工作物応急対策事業）入水地区）及び議案第100号、土地改良事業の計画について（農山漁村活性化対策整備に関する事業立馬地区）を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 中 村 功 君

農林水産部の議案につきまして御説明申し上げます。議案第99号につきましては、土地改良事業（団体営農地防災事業入水地区）の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものです。次に、議案第100号につきましては、土地改良事業（農山漁村活性化対策整備に関する事業立馬地区）の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

耕地課長 石 原 田 稔 君

議案第99号、土地改良事業の計画について御説明申し上げます。議案書の73ページをお願いいたします。土地改良事業を霧島市が行うことについて、計画の概要を定めるものであります。事業内容といたしましては、事業名は団体営農地防災事業（農業用河川工作物応急対策事業）、地区名は入水地区でございます。場所は、霧島永水地区の県道60号線、入水岐れから永水小学校へ抜ける市道宮迫～梅ノ木線沿いを流下する二級河川手籠川でございまして、今回のこの入水頭首工の固定堰（上部）を撤去するとともに、農道橋の整備をするものであります。工種は農業用排水施設整備で、事業費は4,960万円と算定いたしております。事業量といたしましては、堰本体の上部撤去とプレテンション方式の農道橋、延長14.6m、幅員3.0m、この施設に対する受益面積は1.3haでございます。なお、工期といたしましては平成25年度、26年度の2か年を予定しており、国、県、工事費ベース82%の補助事業で施行しようとするものであります。74～79ページに事業の詳細と参考付

図を添付しておりますので御参照ください。続きまして、議案第100号、土地改良事業の計画について御説明申し上げます。議案書の80ページをお願いいたします。土地改良事業を曾於市が行うことについて、霧島市福山町佳例川地内の一部を施行するにあたり計画の概要を定めるものであります。事業内容といたしましては、事業名は農山漁村活性化対策整備に関する事業、地区名は立馬地区でございます。場所は、福山町佳例川地区の二級河川佳例川沿いにあります水田地帯でございます。今回この水田の基盤整備をするものであります。工種は区画整理、事業費は全体で2億3,430万円で、霧島市としての負担額は450万円と算定いたしております。事業量といたしましては、全体で区画整理9.3ha、道路工2,325m、用水路工3,297m、排水路工2,810mで、うち0.6haが霧島市となっております。なお、工期といたしましては、平成25年度から29年度までの5か年を予定しており、国、県、工事費ベース70%の補助事業で施行しようとするものであります。81～89ページに事業の詳細と参考付図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。以上、2議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。ちょっと確認します。言葉遣いで分からない所がありましたので確認いたします。プレテンション方式というのを簡単に説明していただけませんか。

耕地課主幹兼耕地G長 柿木 安長 君

橋梁の橋の中で、橋梁のもとになる上部工の桁の造り方の違いでございまして、プレテンションというのはあらかじめ中に鋼棒とかピアノ線とか、そういうのをに入れて、引っ張った緊張をかけた状態でコンクリートを打って桁を造ると。あと、コンクリートを打ってから後で鋼棒とかピアノ線とかそういうので緊張をかけるのがポストテンション方式、この2種類。主にプレテンションの桁というのは二次製品扱いで、橋長の短いものとか、そういうのに多く使用されております。

委員長 山浦 安生 君

簡単に言えば、工法の違いでよろしいんですね。工法ですね、やり方ですね。

耕地課主幹兼耕地G長 柿木 安長 君

桁の種類です。造り方の種類が違うということです。

委員長 山浦 安生 君

分かりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 時任 英寛 君

99号でございますけれども、これは、一昨年のもう豪雨災害に起因して、この地域が非常に被害を受けましたけれども、その災害を防止というか、そういう観点からこの事業に入られるのか、お聴きをいたします。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

この地区は、平成22年7月3日の豪雨災害で大きな被害を受けた地区でございまして、そのときに、今、議案としています事業の入水頭首工と、あと農道橋、この部分が支障になって大きな被害が出た所でございまして、地元のほうからこの橋と堰について早急な改善の要望が出まして、そのために今回、この事業を取り入れたいということで計画したものでございます。

委員 西村 新一郎 君

この100号のほう、これは霧島市の負担は450万円と、こうなっていますよね。行政区が曾於市と霧島市に分かれるわけですよ。しかし、事業は一体だと。例えば、霧島市の行政区の場合は霧島市の地元業者が施工するのか。そこ辺の線引きというのは、これはどういうものなのか。ちょっと教えてもらえますか。

福山産業建設課長 高田 孝志 君

ただいまの御質問ですけれども、あくまでも事業主体は曾於市になります。一部、平面図を見ていただければ分かると思うんですが、一部曾於市のほうに福山分の水田が入っていますので、結局今も用水路の関係、農道の関係というのは曾於市を通過して、曾於市の行政区域内の結局、水田区域

ということで、たまたまこの区域を曾於市のほうで圃場整備をされるということで、国・県費を除いた負担分に面積を割った分が霧島市の負担分ということになります。そして、業者についてはあくまでも曾於市が事業主体ですので、曾於市の発注元になると思います。

委員 西村 新一郎 君

ということは、霧島市の業者は施工はしませんよということですか。

福山産業建設課長 高田 孝志 君

あくまでも曾於市が事業主体ですので、結局、曾於市のほうの発注元の考え方だと思います。

委員 時任 英寛 君

関連してですけれども、ということは、もう450万円、一応、霧島市の負担分を考えているということでございました。お金を払ってそれで終わりということでございまして、その後の管理はどうなっていくんでしょうか。

福山産業建設課長 高田 孝志 君

管理につきましては曾於市の土地改良区のほうで管理ということで、法手続上、どこが最終的に施工後の管理をするかということで、曾於市の土地改良区ということで、土地改良法の法手続を踏みます。

委員 時任 英寛 君

それにつきましては、その災害復旧についても、霧島市は0.6haありましたけれども、その災害復旧の費用についても曾於市負担とこのように考えてよろしいですか。それとも、やはり霧島市の持ち出しと、そして工事は曾於の土地改良区と、こういう認識でよろしいんでしょうか。

福山産業建設課長 高田 孝志 君

あくまでも行政区域が霧島市ですので、災害復旧になった場合はうちのほうで災害復旧をせざるを得ないだろうということです。しかし、通常の維持管理につきましては曾於市のほうがやるということになっております。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第99号及び議案第100号についての質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

[休憩 午後1時28分]

[再開 午後1時34分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（依頼）」について、所管事務調査を行います。執行部の説明をお願いすることになるんですが、この件に関しては、前回いろいろと話をさせていただきまして、持ち越されてきているわけなんですけど、どんなふうにこれを取り扱いましょうか。地球温暖化対策に関して執行部のほうに説明を求めるのか、求めてもちょっと違うような気がするんですけど。今回は、既に県のほうで森林環境税を取っていると。それに、更に国のほうから同じような形で森林環境税を取るといことになれば重複するんじゃないかというようなことで、県の意向はどうだろうかということで、先送りになってきたわけなんですけれども。その中で、県としての回答がなかなか得られていない状況ですよ。その中で、今回、話をさせていただくわけなんですけれども、どうでしょう。部長、県のほうの意向というのは全く分からないわけですよ。前、西村委員から話があったんですけども、考え方として、こういう形のものに霧島市として協力しておいたほうが県としてもやりやすいのではないかと。国のほうからはこういった環境税の補助金等が県のほうには多分来ているんだけれども、それを使う場所がないんだというようなことをお話しされておりました。それも一理あるのかなと。霧島市のほうから積極的にそういう形を作って県

のほうに頑張ってくれと、県の尻をたたくような格好になるわけですがけれども、そういう考え方もあるよねという意見を頂いておりますけれども、市としてどういう形を出せばいいのか、西村委員、何かございませんか。

委員 西村 新一郎 君

温暖化対策に関する意見書の採択依頼がこうしてまいってきておまして、今、所管事務調査の議題として議論をしているところでございます。関係当局の中村部長、これについて当局のお考えを示していただきたいというふうに思います。例えば、この財源を確保・充実する仕組み等について、この意見書を採択することによって非常に情報等やお互いの協議がスムーズにいく良好な関係を構築するのではないかとも思いますが、これについて見解を問うものでございます。

農林水産部長 中村 功 君

この森林環境税につきましては、鹿児島県も森林環境税を上乗せして取っておりますけれども、森林というのが公益的なもの、多面的な非常に大きな力を持っておりまして、これは一自治体だけの問題ではなくて、日本共有の問題で、地球規模の問題にもつながっていくことだろうと思っておりますので、この環境税を、山林がある自治体なり、県が課税するのではなくて、全国レベルで、国のほうでといいますか、環境税を取っていただいて、森林をしっかりと保全している自治体のほうに大きく配分するような形をとってもらおうと非常にいいかなというふうに考えます。

委員 時任 英寛 君

今おっしゃるように国の財産という観点からいきますと、結局、国で国策として森林を守ると。豊かな山を作ることが豊かな海をもたらすというようなことも言われておりますので、そこを考えましたら、これは均等に国策として環境税を取って、そういう森林整備を行うことが、これは温暖化にもつながりますけれども、やはり水産資源の向上にもつながっていくと、このように認識をいたしておりますが、山を育てれば海が育つというのは、これは間違いございませんですか、部長。

農林水産部長 中村 功 君

全国の中では漁協組合のほう山を育てているという自治体もございまして。それで、例えば山影になる部分とか、山からのきれいな水とか、いいものが海のほうに流れて魚の餌になる、魚を育てることが実態としてあるみたいですので、おっしゃるとおりだと思います。

委員長 山浦 安生 君

ほかにないですね。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に入ります。議員と語ろかいで、木質バイオマスやペレットストーブなどの地元木材活用による新たな産業育成についてというような意見が出ておりました。これに関しまして、執行部のほうではどのような見解をお持ちなのか、説明をお願いしたいと思います。

農林水産部長 中村 功 君

具体的な話に入ります前に、私のほうから木質バイオマスの経緯等について概要を説明いたします。はじめに、本市では平成22年度にバイオマスタウン構想を策定して公表いたしました。その中で生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用と林地残材や竹等の未利用系バイオマスの利活用について五つの事業を推進することにしております。また、同じく平成22年度に総務省の「緑の分権改革事業」を活用して林地残材等の木質バイオマスに特化したエネルギー変換に取り組むための利用可能調査を行い、木質チップの適正価格の設定や事業可能性について検討し、市民プール等への木質ボイラーの導入検討を行ってきたところであります。このような中、本市の地域特性を生かした新たなエネルギー政策の基本的な方針を検討するとともに、再生可能エネルギーの導入を積極的に促進し、再生可能エネルギーを活用した地域活性化を推進するために、本年8月に霧島市再生可能エネルギー庁内検討委員会を設置し、先進地研修や農林水産省等の職員を招いて勉強会等を重ね、本年11月に林業関係者等で構成する木質系バイオマスエネルギー利活用検討委員会を設置したところでございます。本日は、これまでの検討委員会を通して現在検討しております木質バイオマスに

関する方針や状況等について、担当課長のほうから説明をさせ、御質問等を受けたいと考えますので、よろしく願いいたします。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

それでは、こちらのほうから、まず木質バイオマス関係に特化したものの御説明を申し上げます。お手元のほうに資料を配っていると思いますが、その資料について少し補足の説明をそれぞれさせていただきたいと。霧島市における木質バイオマス発電に関する基本方針というのがお手元にあるかと思えます。そちらのほうからまず御説明を申し上げます。現在、部長のほうからありましたように、我々農林水産部のほうが事務局となりまして、その資料の一番右下のほうに木質系バイオマスエネルギー利活用検討委員会ということで、林業関係の方々にお集まりいただき、いわゆる林地残材等を活用した木質バイオマス発電に関する可能性とか、それから燃料となる林地残材等の調達量とか、それらの課題や懸案事項について協議を行う検討委員会を設置いたしましたところでございます。それらの中で、少し市が考える木質バイオマスの考え方の基本的なコンセプトということで、そこに整理しております。まず、三つのコンセプトを作っておりますが、先ほども山が海を育てるということもありました。そのような形でとりあえず林地残材をチップ等の燃料化によって活用して森林整備を進めることによりまして、森林が持つ本来の公益的・多面的機能の向上、水源涵養とかそのようなことが恐らく先ほどの話につながると思いますが、それらの向上を図るとというのが一つです。それから、二つ目が、林地残材等の新たな活用手段の一つとして、林地残材等を燃料として使う木質発電を行うと。それと、三つ目が、発電所とかチップ加工等の関連産業が仮に創出されますと、新たな雇用の創生など、地域活性化を図るといようなこととともに、循環型社会の構築ができるというようなコンセプトのもとに、今の現状・解決策を整理したものがその一覧表です。一番左のほうは政策の方針ということで、まずはそのような、今なかなか森林整備が進まないというような短所の改善をしながら、いい所・長所を発掘して行って、それをアピールしていったらどうだろうというようなことの方針を掲げております。内容は細かく御説明いたしません、そこに書いたようなことです。それから、現状課題ということで、特にこの今の森林関係、それから原発事故以降、国を挙げ、この再生可能エネルギーの今、普及拡大が叫ばれている中で、このような課題があるということで、そこに今、三つの現状課題を掲げております。そして、下の二つにつきましては、具体的にじゃあそれをどうするのというような形の課題として整理しております。まず一番上の森林整備が進まない、ということが多面的機能が低下しているところを、解決策としては、先ほど部長からありましたように、タウン構想の中では、この未利用系のバイオマスの利活用について、燃料化とか飼料化という形で掲げております。今回は、その一環として林地残材をチップ、ペレット等の燃料化によって活用して森林整備を進めていけば、森林のもつ本来の公益的・多面的機能も向上するんじゃないかというようなことです。それから、エネルギーの普及啓発が叫ばれる中では、太陽光発電、メガソーラー等については雇用が生まれません。ですので、この木質発電におきましては、本来、そういう林地残材等の燃料とすることで、山からの残材等が出てくるということで、その発電ということの一つの手段として捉えたら長所に結び付いていくんじゃないかなというふうなことです。それをうまくアピールしていくと、新たな雇用が生まれ、産業ができて、雇用が生まれて、地域の活性化につながるんじゃないかというところをアピールしていったらどうだろうというような考え方です。最後の二つの燃料の調達可能量とかあるいは調達範囲とか価格、それから今後、具体的に発電をどこかが事業主体となってやっていただけたところが出てくると、今後はどういった場所にどのような運営方法でやっていくかということなんかを検討する必要がありますよねということでの課題を二つ整理しております。それらを、先ほどあったこの木質系のバイオマスエネルギー利活用検討委員会の中でやっていきたいと思いますという流れでございます。続いて、その次のページ、2ページ目のほうですけど、バイオマス発電に係るスキームという形で少し整理しております。1本の木があったときに、A、B、C、Dというような形で捉えてください。Aというのが一番真ん中の、市場なんかに出す良い材料ですね。そして、

Bがそのちょっと残りの部分の、合板材とかを作る部分、そしてC、Dというのが山に眠っているというような捉え方の材として考えていただいたときに、1本の木の60%はほぼこの今、右の真ん中の絵にありますように、製材とか合板材とかそのようなものに有効活用されていますと。しかし、C、Dの40%については山に眠っていますと。ですから、これを何とかうまく活用したらどうだろうというようなことでのスキームです。ですので、現在、その固定価格買取制度なんかが出て、この木質発電をした場合に右のほうにありますように、未利用の木材でありますと1kW当たり32円、一般木材でありますと1kW当たり24円、リサイクル、いわゆる建築廃材等については1kW当たり13円で発電したものは買い取りましょうというようなふうになっております。その中で、C、D、それから竹、これらについては燃料とする場合は伐採段階での証明書があるんですが、それらを証明しながらチップ工場でチップとして、それを燃料として発電すると、先ほど申し上げたような1kW当たり13円～32円の売電価格が得られると。あと、現在、霧島市においても放置竹林、これらの竹林面積が約980haぐらいあるんですが、放置竹林が問題になっております。それらを現在、蒲生とか湧水の辺りについては、竹のチップ工場で竹のチップも製造しております。それらが製紙パルプ場等へ運ばれているということで、その竹も燃料になるんじゃないかなということで、そこに書いています。それから、あといろんな剪定をされた剪定枝、それらもチップとして使えるんじゃないかと。それと、もう一つが、現在、建設業者の方々が使われた建築廃材ですね。これらも値段は安いですけどその燃料となるというような形で、そのスキームを書いております。ただ、ここで一つ、これをした場合に課題が残るのは、この林地残材等については、燃やした後の焼却灰が、肥料という形で正しくバイオマスの観点、肥料化ということで使えるんですが、この建築廃材についてはどうしても焼却灰が産業廃棄物となるということで、それらを今後は最終処分場あるいはセメント工場への原材料として送るしかないだろうということで。ですので、林地残材と建築廃材を混焼した場合には、灰の処理の仕方が、処分をしなければならないと。ですので、うまく林地残材だけでできれば灰も活用できるんじゃないかなというところで、ただそれで量が足りるかどうかの問題があるんですけど。このような発電に係るスキームというような形で現在、整理したものがこの表でございます。一応、バイオマスの発電関係については以上で終わりますが、3ページからは、先ほど部長のほうで冒頭申し上げました、22年度に緑の分権の推進事業という形で木質バイオマスに特化した検証をしました。そのときに、国分市民プール、横川市民プール、それから横川温泉センター、この三つの施設について木質ボイラーは導入できないかというような具体的な検証を行いました。その中で、今回は、国分市民プールについては敷地の面積、それから今、指定管理者となられているエルグさんが指定管理者ということで、あそこの場合は重油ボイラーではなくてLPガスで燃やしているボイラーでありまして、なかなかちょっとその指定管理者のされているLPをやめて木質に移行するというのは厳しいのかなということからですね。それとあと、横川の温泉センターにつきましては、現在、庁舎の改築に入っていくわけですが、ちょうど温泉センターの横にチップのサイロを作りたいんですが、そこは教職員住宅がある関係でどうしてもストックヤードが確保できないというようなことで、最終的には横川の市民プールがちょっと高台にありますけど、駐車場も広く、その中では新たにチップボイラーの導入が一番可能性があるなということで検証いたしました。それらを導入するに当たって、当然、今、財政が苦しい中、何とか無料で導入できないかなと。それを今考えたのが、この森林整備加速化・林業再生事業ということで、これは県が森林加速化の事業を基金として持っております、それを使いませんかということでの御案内を頂いた事業でございます。次の4ページをお開きいただきたいんですが、これにつきましては、要は国の国庫補助金を各都道府県が基金として造成して、それを加速化基金として造成して、そしてその間伐を含め、林道整備とか、今申し上げましたバイオマスボイラーの導入とか、それから森林施業者の方々が高性能機械等を導入するときに活用できる事業でございます。そして、この加速化基金を県のほうが40億円程度ためているわけですが、それを24年から26年までの3年間で活用するというので、民間の方が使われる場合は一番上にありますように基金の中から交付ということで、実

施主体が民間の場合は2分の1です。ですから50%補助です。しかし、市町村が事業主体となってやる場合は、その下にあります特交部分というのが、米印が付いていると思います。これは、総務省のほうからの特別交付税です。この分も一緒に県が基金として積み立てて、それを市町村に配分してくれるわけですが、市町村が事業主体の場合はその特交分を更に50%上乘せしてあげましょうということで、仮に霧島市がその市民プール等のボイラーを導入した場合は100%になると。ただし、森林組合さん等が先ほど申し上げたように、例えば高性能機械を入れたいと言ったときには、民間ですので50%しかない、そのようなふうに捉えていただければよろしいかと思います。そのような事業でございまして、5ページのほうには横川の温泉プールに実際、木質ボイラーを導入したらどんな効果があるかということで、少しそこに整理をしたものです。ちょっと基本情報ということで一番上のほうに書いています。ちょっとデータが古いんですが、21年度の実績で横川の市民プールでA重油を5万1,350L使っております。そして、これを仮に木質チップの消費量に直すとそこにありますように17万6,621kgというような見込みになるということでもあります。先ほど申し上げたように、新たにバイオマスボイラー、木質ボイラーを導入したときに、どれぐらい掛かるかと言いますと約1億円、9,975万円程度掛かるというようなこととございます。これを当時、22年度にやったときには、そこにありますように当時、A重油が73円程度でした。そこで、計算したときに、あとチップの単価が、その会議の中では5円というような形で協議をいたしました。それで、ボイラーに係るメンテナンス費が130万円程度ということで、一番上にありますように、年間の重油の経費が374万8,550円掛かりますと。そして、それをチップに変えた場合はチップの年間経費が88万3,000円、そしてボイラーのメンテナンスが約130万円掛かりますと。ですので、仮にチップボイラーでした場合は210万円程度掛かるわけですね。重油の場合は燃料費だけで370万円掛かるということで、①引く②引く③が④番の答えです。155万円程度が年間、A重油に比べたら木質ボイラーのほう安くなっていきますと。そして、それを耐用年数が25年として考えたときには、約3,900万円程度ランニングコストが浮きますよというようなシミュレーションをしたものです。その例②については、現在、A重油が85円ぐらいに上がっていますから、そのときにチップの単価が5円とか13円とかいろいろあるわけですけど、そうした場合に今と同じような算定式で計算しますと、仮にA重油が85円でチップの値段が5円としたときには年間217万円、25年で5,400万円、それからチップが13円程度ということでちょっと高いチップと想定した場合に年間76万円、25年間で約1,900万円のランニングコストが削減できますよというようなことです。それから、その下には、先ほどからあったようなCO₂削減ですね。この導入をすることによって、カーボンオフセットの関係から、特に二酸化炭素の排出量が導入前に比べて導入後は135.9t、年当たりの二酸化炭素の削減ができるというようなこととございます。そのようなことから、ぜひ林地残材等のチップの活用を含め、CO₂削減、環境に配慮した新たなボイラーを導入したいということで、横川のここに入れたらどうかというような形で今、検討をしております。財源については先ほど申し上げましたように、その下から二番目の二重丸に書いておりますように約1億円程度掛かりますが、県の基金事業を活用してやりますと50%・50%の100%補助ということで、一財ゼロで導入が26年度までやればできますよというような形で、現在、先ほど申し上げた再生可能エネルギー検討委員会の中で庁内の意思決定をしてもらって、今のところは26年度ぐらいを想定して導入をしたいということで、霧島市としましては県のほうに手を挙げたところとございます。以上のようなことで、ボイラーについてはそのようなことを考えております。それから、一番最後のページのほうに木質バイオマスストーブということで、冒頭、「議員と語り合い」の中でストーブの話が出ておりましたので、そこに簡単に薪ストーブとペレットストーブの違いを整理しておきました。これについては詳しくは御説明いたしません、そこに書いておりますように、木質バイオマスストーブというのが一般的に木質ペレットや薪、製材、端材を燃料とするストーブのこととありまして、大きくはペレットストーブと薪ストーブというのが二つあるということで、あとはそこに書いておりますように、これまでそういうペレットストーブ等がはやったオイルショック時から一旦下がったんですが、

最近、環境問題がいろいろと取り沙汰される中で、東北地方等を中心にペレットストーブ、薪ストーブがまた普及しているというようなことでございます。本市においても霧島等の別荘地等やら新築の住宅等については、インテリアのデザイン感覚、おしゃれ感覚、あるいは嗜好品という形で薪ストーブ等を導入されているところが幾つかあるようです。そのようなこともあるということで、あとはですから薪ストーブとペレットストーブについてはそこにありますように、位置付けがペレットストーブというのはあくまでもファンヒーター的な家電製品というところなんです。薪ストーブはおしゃれ感覚の嗜好品的な形で設置されているところが多いと。あと初期投資についてはそこに両方掲げております。結構、普通のファンヒーター、石油ストーブに比べてかなり費用が掛かります。特に薪ストーブの場合は煙突代が結構掛かりますので、やはりその家を改築し、煙突をつけてということになりますと100万円程度掛かるんじゃないかなということ。それから、燃料については、薪の場合が市販の場合、一束約500円程度です。あと、そこに12時間使用した場合に幾らぐらい、一か月でどれぐらいという形での計算をしておきました。そして、仮にこの農山村地帯では、自分で薪を山から取ってくればいいわけですから、燃料はただというようなこともありますけど、買うとそういうふうな値段が掛かるということですね。それから、ペレットについては、残念ながら霧島市の中ではペレットを作っているところはございません。ですので、どこからか持ってこないといけないんですが、1kg当たり40～50円ぐらいだと思います。そこに、同じく12時間使った場合に、一日あるいは一か月にどれぐらいのコストが掛かるということで計算をしております。あと、特徴については、そこに書いたようなそれぞれ今御説明したようなところのことを書いております。熱量もですね。これを比較してみると、灯油、ペレット、薪の順で1対2対4ということで、灯油1Lに対してペレットが2kg、薪が4kgという形でありますので、特に薪が4kg必要ですから、一束が20kgで500円ぐらいと考えれば、4kgで100円となり、灯油が1L当たり95円ですから、薪と比べれば、同じ発熱量を出す割にはそんなに変わらないんじゃないかなというふうに思います。最後に、例えば補助を導入している県や市町村が東北のほうにあります。調べてみると、特に山形県が、県独自あるいは山形県の山形市とか庄内町、それから新潟県の村上市とか、こういった所がほぼ同じですが、ペレットストーブ、薪ストーブの購入及び設置費用の3分の1、上限を大体10万円という形でございますけど補助をしているというような所があるようでございます。以上、木質バイオマスの考え方、それからストーブ等の比較についての全体的な御説明を終わらせていただきます。

委員長 山浦 安生 君

ただいま課長のほうから木質バイオマスにつきまして政策の方針、現状と課題、それから解決策、諸々の説明がありました。何かお尋ねになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 時任 英寛 君

このバイオマスボイラーについては給食室等でも使えるんでしょうかね。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

給食室等でも使えると思いますが、できればその熱量的なものという形で考えたときに、給食室等についてはプールなんか比べて少し熱の発生量が少ないと思いますので。初期投資が高いものですから、それらを勘案して、少し活用については、そのような規模のものについてはシミュレーションをやる必要があるかと。使えるのは使えると思います。

委員 時任 英寛 君

先ほど課長のほうから説明がありましたように、この事業実施というか、26年度まででしたよね。この範囲内でいけば市の負担はゼロでいけると、こういう考え方でいいですか。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

先ほど申し上げたように、約1億円掛かるわけですが、県の森林加速化の基金事業の内の、まず50%の補助で5,000万円もらい、残りの分は特交措置としてまた5,000万円もらえるという形でいけば、満額、一財なしの事業で入れられるというふうになっております。

委員 時任 英寛 君

今、給食センター、自校方式、センター方式、いろいろ議論はされております。また再度、協議に入るといことが本会議で表明をされたわけですが、福山の給食センターにつきましては早急な建て替えが必要になっております。できましたら、そういうアイデアというのを教育委員会のほうにも提示していただいて、シミュレーション等をしていただいて、もし導入できるのであれば、全く市の持ち出しがない中で、あとはランニングコストだけになってまいりますので、ぜひとも連携をとっていただきたいと思っておりますけれども、部長、いかがですか。

農林水産部長 中村 功 君

この件につきましては、以前から教育委員会とも話をしているところではありますので、これからも十分話し合っていきたいと思っております。

委員 徳田 拓志 君

横川の温水プール、木質バイオマスの導入を26年度から実施するために手を挙げたということなんですが、これは霧島市で直営でやられるんですか。それとも事業主を、例えばPFIとかいろんな形で募集されるのか。あるいは両方、今検討されているのか。どのような形でやられるのか。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

今回の分については、先ほど申し上げましたように、この森林加速化の分が、事業主体があくまでも市町村の場合は100ということでも申し上げました。そういったことから、今回は霧島市が事業主体となって、直営でそこに導入をしたいというふうに考えているところでございます。

委員 徳田 拓志 君

今、横川温泉プールについてはエルグさんが指定管理を受けているということですが、これをバイオマスにするということは、機械の整備等もメンテの問題もあると思うんですが、その機械についてもエルグさんが指定管理される、それともまた新しい指定管理者を探す、そういうことで理解していいですか。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

指定管理については特に見直す必要はないというふうに考えます。まず、今の横川の分が、先ほどもちょっとあったようにA重油のボイラーが入っていて、それはそのまま一旦残す予定です。サブボイラーとして残しておく。それに新たにこの木質ボイラーを入れていく。ですから、かねては木質ボイラーを使ってもらって、もし故障、点検をした場合には、従来の重油ボイラーを使っただけというふうに考えております。ですので、その新たな設備費に1億円掛かるということで、その分を事業主体が主としてやって、あとの管理等については、当然、その指定管理者がどなたであろうと別に構わないということで、あとは教育委員会の考え方ですけど、指定管理者をどこに選定されるかということによって、指定管理をされるところが、その維持管理等を継続していただければ結構じゃないかというふうに思っております。

委員 時任 英寛 君

先ほどバイオマス発電の説明がございました。これは今からというような認識ではおりますけれども、その建築廃材、これを使った場合、産業廃棄物になるということで、分けて仕分けをしないといけないということでしたけれども、これもこういう再生可能エネルギーということで一つの転換をしていくんだとしたら、ここの建築廃材等を、やはり一緒に燃やしてもこういう産廃扱いができないよう、法改正等も国に働きかけるべきだと思うんですね。それでないと、これをいちいち分けていても、また新たな経費が発生すると認識しますので、法律自体を変えて、この木質バイオ発電に係るものに限っては、この建築廃材についてもこういうような活用ができるというような形での法改正も、全国市長会とかそういうところから、やはり国に申し入れをするべきだとこのように認識をいたしますけれども、この建築廃材等を別途取り扱わないといけないような支障があるんでしょうかね、これは。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

別途というかですね。先ほど説明したように、今、国が示すその固定価格買取制度が、その左側の処分の手前に書いておりますように、要は、未利用の間伐材で発電をした場合には、先ほど申し上げたように、山から仮に5,000円ぐらいで出てきますよね。それをチップにして8,000円ぐらいにして、1万円ぐらいで発電所に入ったとします。そういったことから計算したときに、32円/kWであれば概ねその林地残材の場合は元が取れるんじゃないかという試算をしてあるのがこれです。建築廃材の場合は、リサイクルの場合は、そのような同じような計算をしたときに、概ね13円/kWぐらいだったら取れるだろうというようなことでしてあります。ですので、できれば先ほど申し上げたように専焼、混焼という呼び方をしますが、林地残材だけの専焼にすると、全てがバイオマスというような資源として焼却灰が堆肥等に使えますからいいんですけど、これをいっぺんに燃やしてしまうとどっちがどっちか分からなくなりますので、いっぺんに燃やすというのはちょっと不可能かなということと、燃やしたとすればどうしても産廃のほうにしかならないということ。先ほどおっしゃるように、今はそのような定義付けがどうしてもされているものですから、その辺を今後そういう全体的な木質発電を進めるに当たっては法改正等をお願いするところがあるんですが、本来、林野庁がこの木質発電をやはり考えているのは、一番はこの林地残材ですね。これを何とか活用して山をきれいにしていこうというのが一番の本来の願いでしょうから、やはり林地残材の活用についての発電等の可能性を探ってもらいたいというのが本音のところでしょうから、それを考えたときに、どうしても建築廃材のリサイクル材については、先ほどから言うように、この伐採段階の証明書とか、このようなものもないものですから、全ての法改正が必要になってくるということで、そのような御意見があるということと、我々もそんなところがうまくいかないのかなということやら、現在、また事業仕分け等で、この発電についても林野庁の25年度の概算要求で、その促進化事業等も今のところ予算も見送られた経緯もあって、非常に厳しいところがあります。ですので、今後は県を通じたり、直接、現在、林野庁とか農林水産省ともこれについてはいろいろやり取りをしておりますので、今おっしゃったようなことも含めて、少しまたお願いやら要望等もしたいというふうに思っております。

委員長 山浦 安生 君

それでは、ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

[休憩 午後2時36分]

[再開 午後2時37分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。池田商工振興課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

商工振興課長 池田 洋一 君

先ほど時任委員のほうから新規地元雇用者ということで、労基法とかに抵触しないかということでございますけれども、今、ハローワークのほうと連絡しあって、企業さんが雇用する場合については霧島市住民に限るとか、そういう条件付けはできませんけれども、当然、今度はそのした後のうちの条例の適用でございますので、それが霧島市の居住者であれば条例の中で一人当たり20万円というのは全然構わないということで回答いただきましたので、今ここで御報告させていただければと思います。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩いたします。

[休憩 午後2時38分]

[再開 午後2時39分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について（依頼）の意見書の取扱いについて、何か意見はございませんか。意見書を取り上げるか、もう意見書を出さないとか、保留とか、そういう場合、ここで採決してこの意見書を取り上げるというふうに持っていくのかというような意見です。

委員 時任 英寛 君

だから、先ほど農林水産部長と西村委員のやり取りもありましたけれども、基本的にはやはり国策としての環境税の創設というのが望まれると。国が一つの方向性を持って、そういう環境税を取って、各地方自治体というよりも国の森林を守っていくということであれば、私は地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の中で出てくる環境税の創設というのについては意見書を提出してもいいと、このように思います。

委員長 山浦 安生 君

というような意見が出ました。提出するというような意見でございますけれども、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、意見書を提出することに決定しました。ただいま意見書を提出することに決定しましたので、産業教育常任委員会として意見書を議提として提出することになりますが、意見書につきましてはお示しされています案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということで、それでは、字句や言い回しなどの調整につきましては委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。提出先についても案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、議員と語ろかいで出た意見につきまして、調査結果を広報広聴常任委員会に提出することになっておりますけれども、何か意見はございませんか。意見の取りまとめということですが、出ましたのはバイオマスに関する提言というか話がありましたけれども、それに対する農林水産部の考え方なども示されました。今、話をされた分をまとめて、それでは今、調査をいたしましたけれども、その中で話をちょっと整理してまとめてみたいと思います。それで提出したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

委員 西村 新一郎 君

この説明を受けたわけでございますけれども、やはり霧島市としては積極的に取り組んでいただきたいということを、当委員会の意思を示す必要があるのではないかとこのように思いますが、委員長のほうで委員の皆様方の意向を確認していただきたいと思います。

委員長 山浦 安生 君

ただいま西村委員から、霧島市としては積極的に取り組むというような意向を示すべきだというふうな意見がございましたけれども、そのような形を取らせていただいでよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。次に、その他として何かありませんか。

委員 時任 英寛 君

所管事務調査の御提案があるんですけれども、給食センターのほうはまだ問題になっておりました、教育委員会がまた再考に入るとこのことでもございましたので、結局、今、聴いたところで、向こうは何も考えていないと、今から入るとこのことですから、できれば私どもの所管の委員会が、給食センターまたは自校方式についての提言ができればと思います。ぜひ、できましたら所管事務調査でそのことを、執行部を呼ばなくても自分たちの討議等で、そういう委員会としての提言はまとめられるのではないかと思いますので。

委員長 山浦 安生 君

そうですね。この委員会の中で意見を交換して、その結果、決まればですね。

委員 時任 英寛 君

何といいますか、地元業者とか地産地消というのがいろいろと出てきていますので、そのあたりをしっかりと所管委員会として執行部に、検討しているんだったらこういうところをしっかりと検討するようにという提言はいいと思うんですよね。

委員長 山浦 安生 君

その提言はいつ頃までに出せばいいですかね。

委員 時任 英寛 君

閉会中にして、ここの意見をまとめて出せばいいわけで、向こうは具体的にまだ持っていないわけですから。3月定例会は一応調査費とかそういうのは計上される可能性はありますからですね。そして、閉会中にやれば、冒頭で報告ができますよね。

委員長 山浦 安生 君

どうですか。今こういう話がありましたけど、何か御意見はありませんか。よろしいですか。

委員 秋広 眞司 君

できれば、この最終本会議でしたほうが、向こうは明けてから検討にずっと入っていくわけでしょうから。ですから、できればこの本会議に出したほうがいいような気がしますよね。

委員 西村 新一郎 君

場合によっては3月定例会では事業変更を願い出なければならないというタイミングになる可能性もあるということですよ。もう予算化してからは変更しかないわけだから。タイムリミットというのは非常に微妙なところがありますよね。

委員 時任 英寛 君

ただ、基本的にはできれば合併特例債でと言っていましたからね。これは延長はできるんですけど、これは総合計画の変更を国に届けをしないといけない。それは問題はないと思うんですけどね。

委員 西村 新一郎 君

考え方としては、自校方式が大半だったと。そして、時任委員のはちょっと並行というのか、1,000食程度を三つくらいに分割して自校方式という、何か折衷案みたいな形になりましたよね。

委員 時任 英寛 君

私は自校でできる場所は自校でしなさいという発想なんです。ただ、3,500食というのは多いので、上限が1,000食が限度ですよということを言ったんです。だから、基本的に考え方というのは自校で来たんだから自校で行けという考え方なんです。できないんだったら3,500食のセンターを造るんじゃなくて、せめて1,000食程度に規模を分けて、それでないリスク回避につながりませんよということであって、あくまでも私の考え方は自校方式なんです。ただ、土地がないというのがありました。だから、土地がなければ買えばいいんじゃないかと。ところが、国分小学校なんかはもう周りに買う土地がないわけですよ。だから、そういうところはどうかということなので、そういう土地がない学校についてはまとめて給食センターを造らざるを得ない状況にはあると。だから、そこあたりを自校方式、メリット・デメリットを言うんですけど、自校方式のデメリットだけをもって、もうセンターがいいということではなくて、自校方式のデメリットをいかに解決できるかという議論がなされたかどうかというのが一番の問題ですからね。急がないといけないのは福山の給食センターなんです、一番急がなければならないのは。だから、ここは400食程度ですから、中規模校の小学校の給食室を造れば済むことなんです。とりあえず福山から先に造りなさいという提言でもいいんですよ。

委員 西村 新一郎 君

それで、例えば3,500食を1,000、1,000、1,000、500と言ったり、あなたの場合、いわゆる四つの自校方式スタイルの給食センターを造ったらいいというふうに聴こえたんだけど、そのとお

りですよ。そうしたときに、上場はほとんど一緒にこうしてしまうということではないのかなと。

委員 時任 英寛 君

私はあくまでも自校方式で行けというんです。だから、要はセンター方式にこだわっていたので、もし物理的に不可能で、センターで行くんだったら1,000食程度までだよというのを言いたくて、センター方式で行けという発想ではないんですよ。自校方式で、さっき言ったように土地がなくてどうしようもなくて、周辺に買うことができないと。それで、センターをするとき3,500ではなくて適正規模は1,000と。

委員 西村 新一郎 君

その用地がないからというのを配慮しながら提案する必要はないし、それは当局が努力すればいいことですよ。買えば、買い足しをすれば。それで、だから自校方式でいくべきという形でまとめられて報告をしてもらえば一番いいんですけどね。

委員 時任 英寛 君

だから、それでいいですよ。今の形態で、自校方式を、原則自校方式として協議に入ること、自校方式のデメリット解消に向けて、更なる調査・検討をすること、地元業者を活用すること、地産地消に努めること、安心・安全な食材の確保に努めること、このくらいなんですよ。

委員長 山浦 安生 君

今、時任委員が言われたそういう格好でよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

はい、分かりました。それでは、そのようにいたします。

委員 西村 新一郎 君

それで、報告としてはこの最終本会議で。

委員長 山浦 安生 君

それを決めておきましょうか。

委員 時任 英寛 君

早ければ早いほうがいいんです。だから、私のをちょっと誤解していると思うんですけど、センター方式にするんだったら、もう最高でも1,000食ですよというのを言いたかったんですよ。もうそれで行くんだったら。全会一致で。

委員 西村 新一郎 君

センター方式は活字にしないほうがいいんじゃないですか。

委員 時任 英寛 君

それは、だから私は全く違うんですよ。だから、植山議員の一般質問からどんどん今度は審議会の尊重するとなったらセンターになるので、それだったら仮にセンターになっても1,000食が限度ですよという要望だったと。

委員 西村 新一郎 君

ただ、市長は見直しを命じるということをはっきり議場で答弁したんですよ。これは植山議員の質問に対して答えているわけだから、これは自校方式に対して検討を命じるということだから。

委員 時任 英寛 君

だから、私がこの中で言ったのも、市長、この給食室、給食センターに、子供たちに使うお金で市民は反対しませんよと、無駄だとかそういうことは絶対ありませんからと、そこまで言ったんですよ。だから、私は全会一致で。

委員 西村 新一郎 君

スペースの問題等については当局が考えることということで、ここまで我々は心配しながら提言すべきではないということではないのですか。

委員 時任 英寛 君

だから、全会一致で自校方式を原則としてということで、そういうのでいいと思います。地元業

者の人たちは自校方式と言うんですけど、「霧島の食を考える」というほかから若いお母さんたちがいましたよね。あの人たちはセンター方式でも構わないと言うわけですよ。安心な食材を使ってもらえればそれでいいというわけですよ。

副委員長 志摩 浩志 君

だから、時任委員の言われるその1,000人程度のそれであればこっちでできるけど、それが大きくなれば始良のセンターから仕入れるようになるから、外から何からあっちから仕入れるから、地元業者が反対だと。

委員 木野田 恵美子 君

霧島はセンター方式になっていますけど、5校で338食なんです。国分小の半分もないんです。

委員長 山浦 安生 君

牧園も中学校を含めて600食くらいです。だから、もうセンターでないといけないんです。

委員 西村 新一郎 君

基本的には現状方式が一番いいということですね。隼人のセンターをどうするかですね。

委員 時任 英寛 君

そうなんです。隼人が一番ネックになっているんです。もし何かあそこに一つの不具合があったらどうするのかということです。4,000食をカバーする所はないですよ。だから、リスク分散であれば、本当に800~1,000食くらいだったらどこかで賄えるんです。

委員 西村 新一郎 君

しかし、どう考えても食育という考えが自校方式ですよ。「食育」イコール「センター」じゃないです。

委員 時任 英寛 君

やはり地産地消というものがあって、初めて食育と。

委員 徳田 拓志 君

合理的な考え方だけが先行しているんですよ。合理的にということで、教育ではないですよ。

委員 西村 新一郎 君

それと、合理的な考え方にして、一食当たりで安くついていなかったですよ。そこらあたりを主張したかったけれども。

委員 時任 英寛 君

これは今、確認をとっていただいて、所管事務調査に入れれば、所管事務調査の報告ということですればいいですよ。それで、給食センター、今からまた協議に入るといふ、項目を分けて。

委員 西村 新一郎 君

産業教育常任委員会で所管事務調査として事項を定め、協議をし、報告をいたしますという形ですればいいんじゃないですか。

委員 時任 英寛 君

それで、執行部は呼ばずにここで議論したというのは、執行部は今からまた協議に入ると言ったわけですので、協議に入るのであれば、ここで自由討議の中、その所管事務調査の中では自由討議ですよ。ここの中で、それなら所管委員会としてその協議に対しての提言を行うということで、この項目について産業教育常任委員会でまとめましたということで。

委員 西村 新一郎 君

それで、委員長報告でいいでしょう。所管事務調査報告でいいでしょう。全会一致で。

委員長 山浦 安生 君

それでは、この件については全会一致で、所管事務調査の報告で行うということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。報告については委員長に御一任ください。以上で所

管事務調査を終わります。次に、議案処理を行います。まず、議案第83号、霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第83号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第90号、指定管理者の指定（霧島市黒石岳森林公園）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第90号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第90号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第91号、指定管理者の指定（霧島市民会館）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第92号、指定管理者の指定（霧島市国分児童体育館、南公園、国分海浜公園、北公園、霧島市国分キャンプ海水浴場）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第93号、字の区域の変更について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第93号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

定しました。次に、議案第99号、土地改良事業の計画（団体営農地防災事業（農業用河川工作物応急対策事業）入水地区）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第99号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第99号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第100号、土地改良事業の計画（農山漁村活性化対策整備に関する事業立馬地区）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第100号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 時任 英寛 君

議案第92号でございます。直接指定をした施設でございますけれども、委員会の途中でも申し上げましたが、8業者が説明を聴きに来られたけれども、結局は直接指定をしなければならない状況にあったと。予算の問題もあったと思います、指定管理料の問題。それと、その施設の区域の問題というか、あまりにも広範囲にわたることで効率性が悪いということがあったようでございますので、このままでいけば、やはりまた同じような、3年後、こういう結果になるということで、この指定管理の場所の、そしてまた予算のしっかりとしたその変更をしないといけないということは付け加えたほうがいいと思います。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、それではただいま時任委員のほうから意見がありましたように、それを取り上げることにいたします。それと、委員長報告につきましては委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。次に、閉会中の所管事務調査につきましては、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」及び「教育行政について」として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで本日の日程は全て終了しました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後2時38分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山 浦 安 生